

令和7年度 海南小学校トイレ改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A- 01	特記仕様書(1)	E- 01	電気工事 特記仕様書	W- 01	機械工事 特記仕様書
A- 02	特記仕様書(2)	E- 02	凡例・照明器具姿図・盤図	W- 02	衛生器具表
A- 03	特記仕様書(3)	E- 03	電気設備 1.2階 平面図 改修後	W- 03	給排水衛生設備 系統図
A- 04	特記仕様書(4)	E- 04	電灯設備 1～3階 詳細図 改修前後	W- 04	給排水衛生設備 1～3階 詳細図 改修前後
A- 05	配置図、付近見取図、仕上表	E- 05	コンクリート設備 1～3階 詳細図 改修後	W- 05	換気設備 1～3階 詳細図 改修前後
A- 06	平面図 1.2階				
A- 07	平面図 3.R階				
A- 08	矩計図(現況・撤去)				
A- 09	矩計図(改修後)				
A- 10	平面詳細図				
A- 11	展開図(現況・撤去)				
A- 12	展開図(改修後)				
A- 13	天井伏図				
A- 14	建具表				
A- 15	部分詳細図				

1章 一般共通事項

13. 材料・製品等

- ◎本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に設計図書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- ◎県産木材の原則使用
 - (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - (3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及びルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

◎県内産資材の原則使用

- (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、W70対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。
- (2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2) 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 </div>
--

◎県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

14. 化学物質を発散する建築材料等

- ◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。
 - (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

15. 施工

- ◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は教育政策課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

16. 建設機械等

- ◎排出ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ◎低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ◎特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ◎不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

17. 工事看板等

- ◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ◎受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター（A3）」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - (1)区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - (2)当初請負金額が200万円未満の工事

18. 完成図等

- ◎電子納品：対象
- ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。
- ◎提出書類
 - ・竣工図（製本1部、電子データ2部）（サイズ：監督員から別途指示がある場合を除き、原因図とする）
 - ・工事写真（写真帳1部（着事前及び完成写真）、電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（1部（うち1部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部）
 - ・保金に関する資料
- ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ◎工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。
- ◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サ イ ズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- ◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。

19. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- ◎対象工事は、徳島県OAS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

◎火災保険

- 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
- 1) 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
 - 2) 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - ・杭及び基礎工事　・コンクリート躯体工事　・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
 - 3) 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
 - 4) 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
 - 5) その他
 - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

21. 公共事業労務費調査

- ◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

22. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（（2）に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

23. 施工条件

- ◎施工条件は次にによる。
 - ・工程については、施設管理者と協議のうえ決定すること。
 - ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の業務中は原則的に施工出来ない。
 - また、休日においても施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行なう場合がある。
 - ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せをおこなうものとする。
 - ・工事着工前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡して適切な処理をすること。
 - ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程調整及び確認を行う。

24. 重要備品等

- ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等（有・無）

25. 施工調査

- ◎調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。

T I T L E	D A T E	N O
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-02
N A M E	S C A L E	
特記仕様書(2)		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

1章 一般共通事項

8. 技能士の適用

◎技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を、監督員に提出すること。

技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。

なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印…適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業	工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業	屋根及びとい	建盤板金	・ 内外盤板金作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業		かわらぶき	・ かわらぶき作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	金属	建盤板金	・ 内外盤板金作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業	左官	左官	・ 左官作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業	建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 <ul style="list-style-type: none">木製建具機械加工作業 アルミ製室内建具製作作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業		サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		ガラス施工	・ ガラス工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業	塗装	・ 建築塗装作業	
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業
・ 塩化ビニル系シート防水工事作業	・ カーペット系床仕上げ工事作業				
・ セメント系防水工事作業	・ 鋼製下地工事作業				
		・ シーリング防水工事作業	・ ボード仕上げ工事作業		
		・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄｰﾅ工法防水工事作業	・ カーテン工事作業		
		・ 改質7ｽﾌﾟﾙｼｰﾄ常温粘着工法防水工事作業	・ 木質系床仕上げ工事作業		
		・ FRP防水工事作業	表装	・ 表具作業 <ul style="list-style-type: none">壁装作業	
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	配管	・ 建築配管作業	
木	建築大工	・ 大工工事作業	補装	・ 造園工事作業	
			機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

◎監督員の指示により決定する。

3. 足場等

◎仮設機械及び経年仮設機械の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

①労働安全衛生法に基づく構造規格

②(一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機械の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に當該課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

◎内部足場 種類：脚立足場

4. 養生

◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：)

◎仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。

・片面石こうボード(厚12.5、表面仕上なし、充填剤なし)

5. 監督員事務所

◎監督員事務所は(設ける ・ 設けない)

6. 工事用水、電力等

◎既存電力利用 (出来る ・ 出来ない)、電力料金 (有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存水利用 (出来る ・ 出来ない)、水料金 (有償 ・ 無償) ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両駐車場

資材置場・現場事務所用地等

3章 躯体工事 (1) 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径 (mm)
JIS G 3112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	SD295A	D16以下
JIS G 3112	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用棒鋼	SD345	D19以上D25以下

2. 材料試験

◎材料試験は行わない。

ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること

3. 継手及び定着

◎鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。

◎原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。

◎鉄筋の継手の位置は図示による。

◎結束線の端部は内側に折り曲げる。

◎先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

◎スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

◎柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

◎目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

◎各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節-基礎及び基礎梁の配筋]～[7節-梁貫通孔その他配筋]による。

5. 配筋検査

◎主要な配筋は、コンクリート打ち込み前先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

3章 躯体工事 (2) コンクリート工事

1. 一般事項

◎コンクリートの種別

○Ⅰ類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)

・Ⅱ類 (JIS A 5308への適合したコンクリート)

◎設計基準強度

ｺﾝｸﾘｰﾄの種類	設計基準強度F _c (N/mm2)	調合管理強度F _n (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所
普通	21	21+(S)	18	無	Ⅰ類	2.3t/m3程度	和便器 開口補修

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (F_c) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験

コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

3. 普通コンクリート

◎セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。

◎骨材は、標仕6.3.1 (2) による。

◎細骨材としてフェロニッケルスラグを使用 (できる、できない)。

◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04％以下とする。

◎コンクリート中の塩化物量は、0.30kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。

◎試験りは (行う 行わない)

◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。

◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

- コンクリート中のアルカリ総量の抑制
 - アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa 2 O換算で3.0kg以下にする。
- 抑制効果のある混合セメント等の使用
 - JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- 安全と認められる骨材の使用
 - 骨材のアルカリシリカ反応性試験 (化学法またはモルタルバー法) の結果で無害と確認された骨材を使用する。
 - 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法) またはJIS A 5308 (レディミクストコンクリート) の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法 (モルタルバー法)」による。

◎混和材料は標仕6.3.1 (4) によることとし、監督員の承諾を受けること。

◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

4. レディミクストコンクリート工場の指定

5. 型枠

◎型枠は、(県産木製型枠 合板 金属製・樹脂製・打込み型枠・ブロック)とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
合板型枠	—	なし			和便器・床点検口 開口補修

4章 建具改修工事

1. 一般事項

2. 建具金物

3. ガラス

7. トイレブース

5章 内装改修工事

1. 一般事項

7. トイレブース

表面材の種類	芯材の種類	脚部		ドアエッジ	
		形状		形状	材質
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ樹脂化粧板(ﾊﾞｰﾆｯｸﾙｰﾝﾄﾞ9t表打ち)	ﾍﾞｰﾊﾞｰｺｰﾊﾟ			Rエッジ	アルミ

◎製造所：評価名簿による。

◎トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

◎非常時外開き機能付きとする。

5章 内装改修工事

1. 一般事項

2. 撤去並びに下地補修

3. 壁改修

種類	撤去工法	撤去範囲
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)による	図示による
・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照		
下地の状況	下地処理方法	備考
凹凸部処理	サンダー掛け	
欠損部	ポリマーセメントモルタル	
下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、モルタル補修が困難な場合は、ｶｯﾌﾟ系樹脂モルタル及びﾉｰｸ等の補修

2. 壁改修

・コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照

間仕切壁撤去に伴う構造体の補修、モルタル塗り ※施工場所は図示による。

塗厚25mm超の場合の補修を (行う) 行わない)

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
撤去する範囲及び部位により油圧ｸﾗｯｯｯ、ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾁｰﾊﾞﾄﾞﾌﾞﾚｰｶｰ、ﾌﾞﾗｯｼﾝｸﾞ ｳｵｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ等を使用	図示による

◎天井改修 改標仕6.4.2参照

撤去区分	既存壁取合の補修範囲及内容
天井下地を含む含む全面	図示による

T I T L E	D A T E	N O
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-03

N A M E	S C A L E
特記仕様書(3)	

株式会社	川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎
------	-------------	--------------------	--------------

5章 内装改修工事

3. 木 工 事

◎木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。含水率は（A種、**〔B種〕**）とする。

◎木材の品質

・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2～K4までの保存処理（JIS K1570（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、カオチ油は有害物質を含有する家庭用品の既製に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2～K4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（A0マーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 床張り用合板等

◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

◎普通合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	備考
便所床	12	ラワン	1類	1等	下地張り

◎構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考
便所床	12	2級	針葉樹	特類	C-D				下地張り

5. 諸金物

◎構造材及び下地材の釘は、JIS A5508の規格品とする。

◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。

◎かすがい、座金、箱金物、短ど金物等は図示により、図示のもの以外は、標準によるが、補助として、日本建築学会木造建築工事標準仕様書を適用する。

◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」）及び「品質認証を含む。」が行われたものを使用する。

ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」）している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6. 軽量鉄骨壁下地

◎JIS A6517の規格品とする。

◎スタット、ランナーの種類は、65型・50型とし、改標仕様6.7.11による。

◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(改標仕様6.7.4(5)による。)

◎ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

7. 軽量鉄骨天井下地

◎JIS A6517の規格品とする。

◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕様6.6.11による。

◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4（1）（ウ）による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。

8. ビニル床タイル張り（JIS A5705）ビニル床シート張り（JIS A5705）

材質	材種		色柄	厚さ	幅木		接着剤	施工箇所	備考
	種類	記号			材質	厚さ(mm)			
防滑性ビニル床シート（トイレ用）	織布積層	FS	マーブル	2.0mm	ビニル床シート巻上げ 厚2.0	60mm	エポキシ樹脂系	便所	超防汚性・防滑性
					ステンレス 厚1.5	60mm			

9. せっこうボードその他ボード及び合板

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さmm	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
化粧せっこうボード トリプル仕様 JIS A 6901の規格品	天井	突付け	9.5	準不燃	改標仕6.13.2(3)(4)	軽鉄天井下地	
シーリングせっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	突付け	12.5	不燃	改標仕6.13.2(3)(4)	軽鉄壁下地	
化粧けい酸カルシウム板 JIS A 5430の規格品	壁	シール	6	不燃	改標仕6.13.2(3)(4)(7)	軽鉄壁下地	

◎合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

10. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考
タイル撤去部	金ごて		無	

◎モルタルは(現場調査材料 **〔既調査材料〕**とする。

◎現場調査材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調査材料の場合はJS A 6916による。

◎総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

11. タイル張り

◎セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備考
壁	100mm角	Ⅲ類	施釉あり	無	標準			

◎引張接着試験を（ 行う ・ **〔行わない〕** ）

12. 天井廻り縁

◎塩ビ製

13. 天井点検口

材種	寸法	形式	外枠	内枠
アルミ製	600×600	一般形	屋内用	額縁

14. 床点検口

材種	寸法	形式	備考
ステン製 専用ハンドル付き	600×600		屋内用 張物用

15. 汚垂石

◎防汚陶板、光触媒コーティング'とする。 寸法：600×900×厚さ6mm

16. サイン

◎図示による

17. 防火ドアフレーム

◎表面材 メラミン不燃化粧板 芯材 耐水MDF仕様 厚20

◎施工箇所：面台

18. セルフレベリング材塗り

◎セルフレベリング材の種類(せっこう系 ・ **〔セメント系〕**)塗り厚さ(10mm)

施工箇所は、 **〔仕上表による〕** 図示による)。

◎シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。

6章 環境配慮(グリーン)改修工事

1. 一般事項

◎関係法令、都道府県の条例等遵守すること。

◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

◎既存の石綿含有建材の分析結果は(**〔互与する〕** ・ない)。

◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。
・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。
監督員へも結果を提出すること。
・調査結果は3年間保存すること。
・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること。

◎表示、掲示は次のとおり行うこと。
・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

◎アスベスト粉塵濃度測定を（行う ・**〔行わない〕**）。

◎施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去

◎養生等

(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。
外部足場（ ）

(1) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。
内部足場（脚立足場）

◎工法

(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負担不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう充分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

◎除去箇所一覧表

棟	階数	室名	建材種別	面積	調査方法
校舎	1～3	女子便所、男子便所	石綿セメント板(天井)	92.80㎡	分析

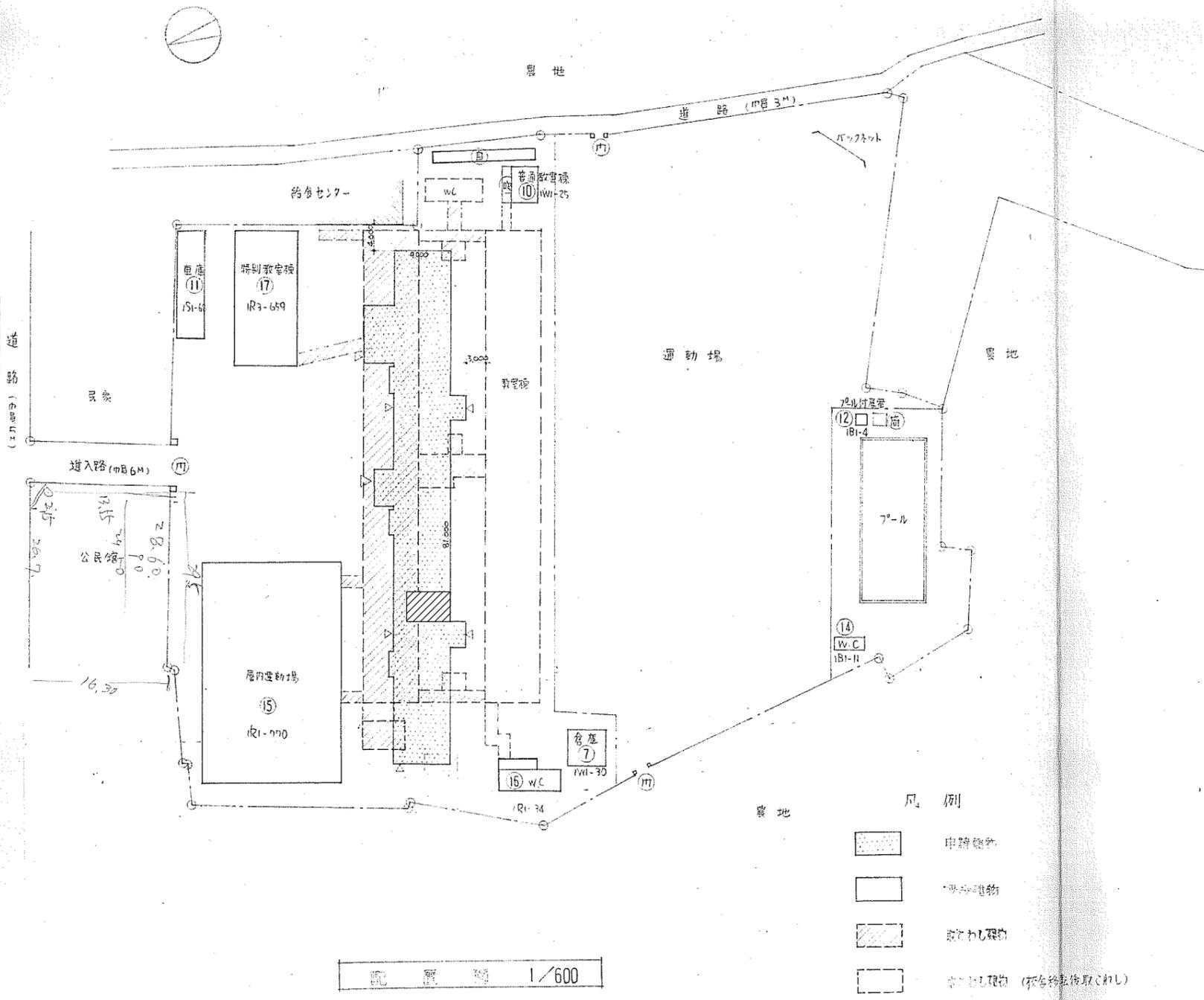
◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

◎施工記録

(1) 施工記録 報告書を作成し、監督員に提出すること。

(2) 作業計画による作業の記録 は、3年間保存すること。

T I T L E	D A T E	N O
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-04
N A M E	S C A L E	
特記仕様書(4)		
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



付近見取図

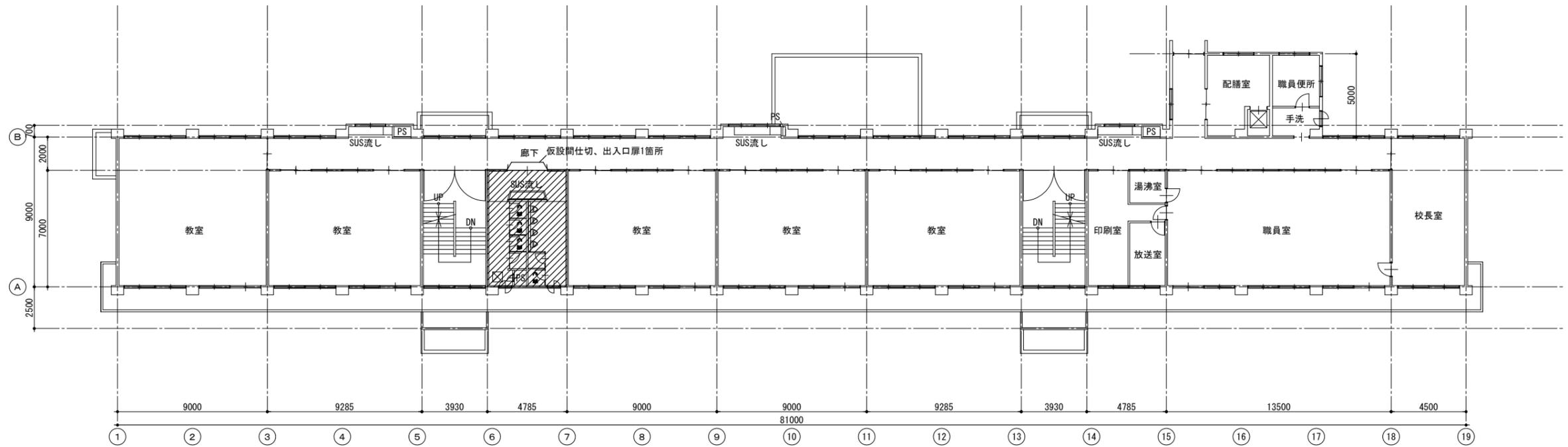
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町50

- 凡例
- 申請建物
 - 既存建物
 - 既存建物
 - 既存建物 (不在移転後取り壊し)

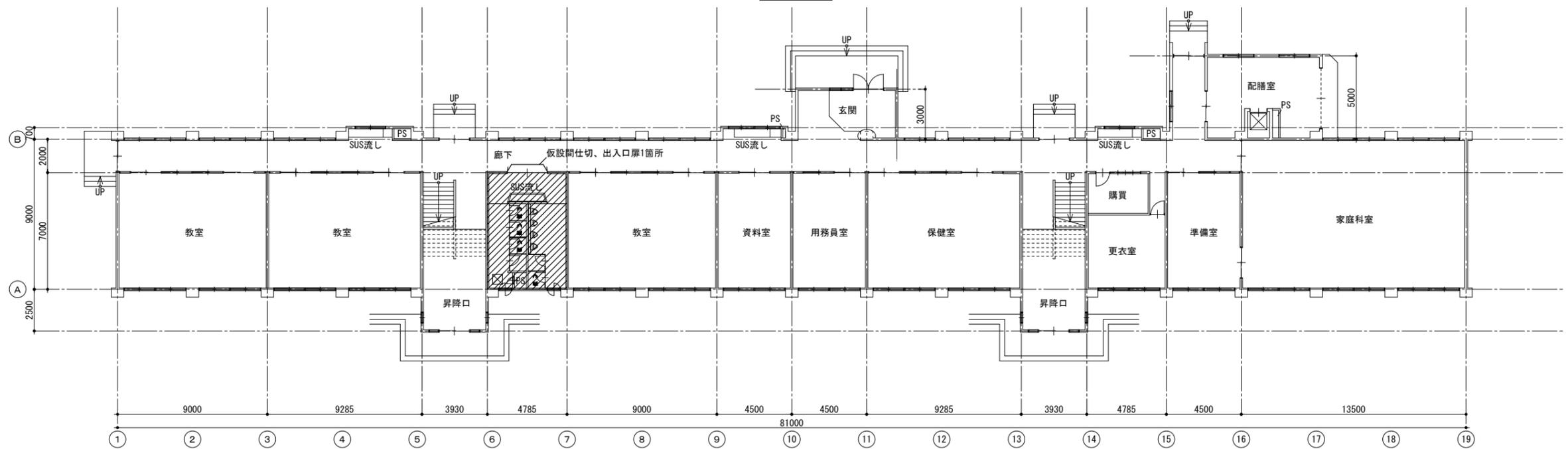
○仕上表

階	室名	床	幅木	壁	天井	その他	
1~3	手洗	現況	床人研	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】	LGS下地の上、石綿セメント板厚6 【下地共撤去】	平付型室名札(男・女) 【撤去】 掃除具入 【撤去】
		改修後	下地調整の上、トイレ用ビニル床シート厚2.0	新設間仕切壁: トイレ用ビニル床シート巻上げ H=100	新設間仕切壁: LGS65の上、シーリング石こうボード厚9.5 化粧珪酸カルシウム板厚6	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5	平付型室名札(男・女) 新設 掃除具入 新設
	男子便所	現況	平部:モザイク下地の上、モザイクタイル張り 【既存のまま】 30°:モザイク下地の上、100角タイル張り 【下地嵩上げコンクリート共撤去】	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】※PS周囲は既存のまま	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】※PS周囲は既存のまま	LGS下地の上、石綿セメント板厚6 【下地共撤去】	モップ掛け 【撤去】
		改修後	セルフレベリング材 乾式床下地の上、構造用合板厚12 ラワン合板厚12、トイレ用ビニル床シート厚2.0	新設間仕切壁: トイレ用ビニル床シート巻上げ H=100	新設間仕切壁: LGS65の上、シーリング石こうボード厚9.5 化粧珪酸カルシウム板厚6	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5	床一部:汚垂石厚6 新設 モップ掛け新設
	女子便所	現況	平部:モザイク下地の上、モザイクタイル張り 【既存のまま】	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】※PS周囲は既存のまま	100角タイル張り 【RC壁側:既存のまま】 【CB壁撤去】※PS周囲は既存のまま	LGS下地の上、石綿セメント板厚6 【下地共撤去】	モップ掛け 【撤去】
		改修後	セルフレベリング材 乾式床下地の上、構造用合板厚12 ラワン合板厚12、トイレ用ビニル床シート厚2.0	新設間仕切壁: トイレ用ビニル床シート巻上げ H=100	新設間仕切壁: LGS65の上、シーリング石こうボード厚9.5 化粧珪酸カルシウム板厚6	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5	モップ掛け新設
	廊下	現況	フローリング張り 【既存のまま】	木製幅木 【既存のまま】	モルタルこて押えの上、AEP塗 【既存のまま】	LGS下地の上、石こうボード厚9、ロックウール吸音板 【既存のまま】	突出し型室名札(トイレ) 【撤去】
		改修後	---	---	---	---	突出し型室名札(トイレ) 新設

TITLE	令和7年度 海南小学校トイレ改修工事	DATE		NO	A-05
NAME	配置図、付近見取図、仕上表	SCALE			1/600、1/10000
株式会社	川建設	1級建築士登録 第126265		川端壮一郎	

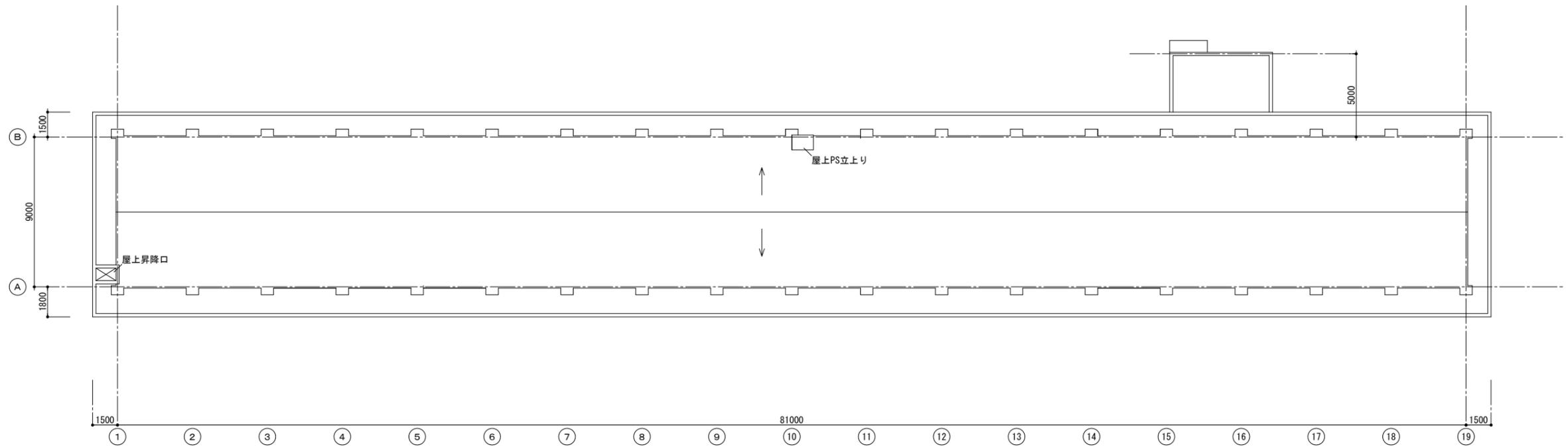


2階平面図

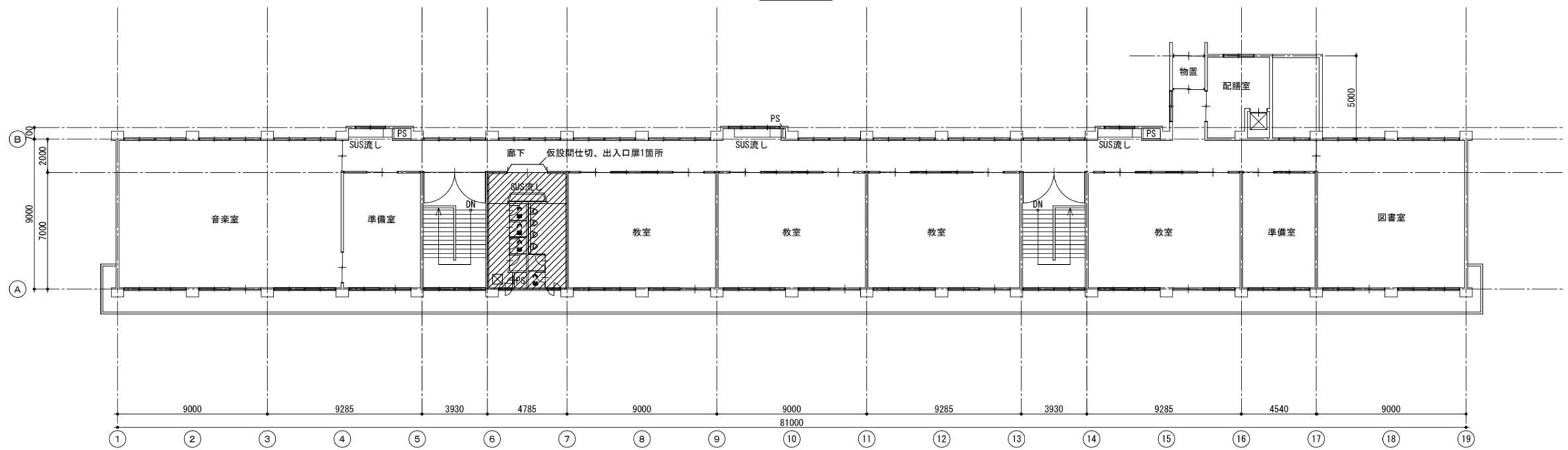


1階平面図

TITLE	令和7年度 海南小学校トイレ改修工事	DATE		NO	A-06
NAME	平面図 1, 2階	SCALE			1/200
株式会社	川建設	1級建築士登録 第126265		川端壮一郎	

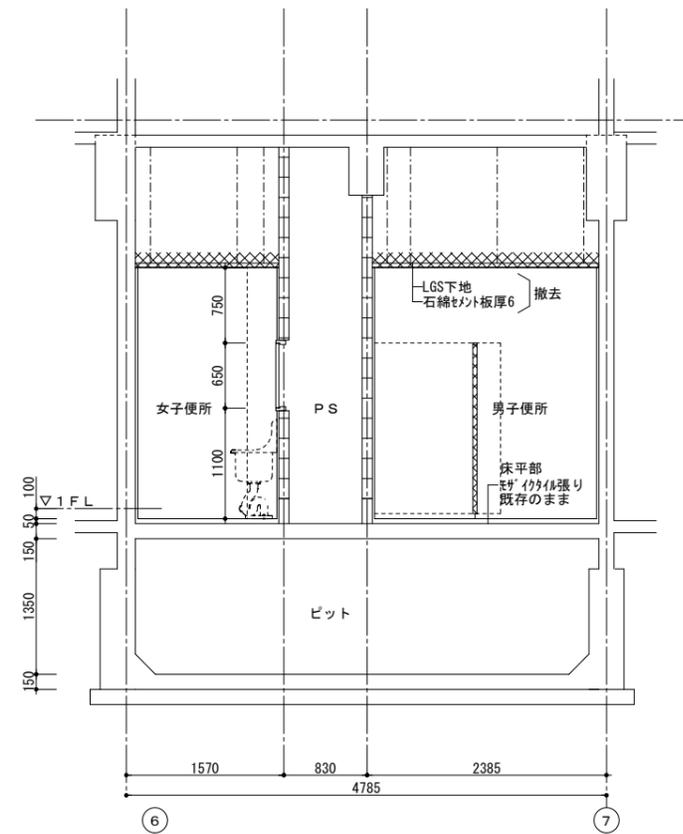
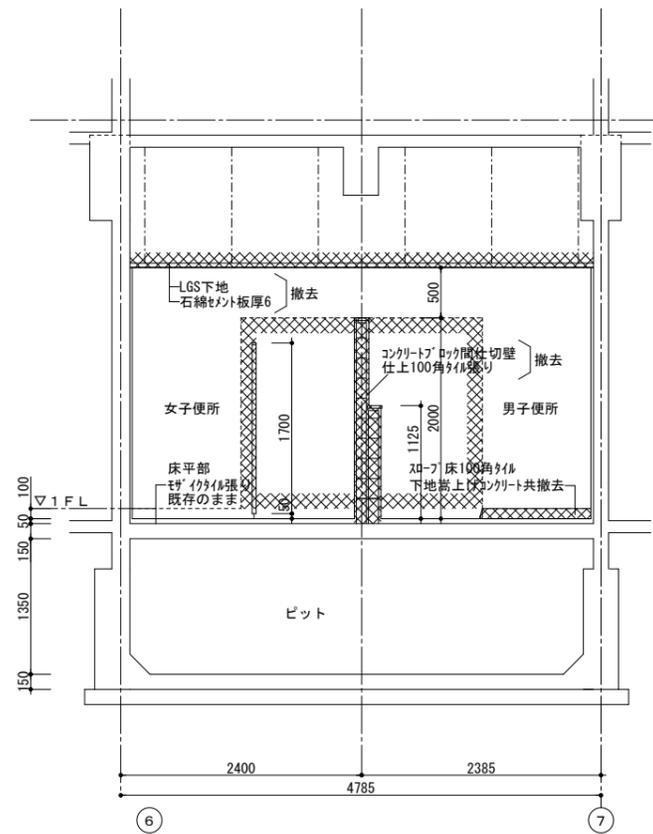
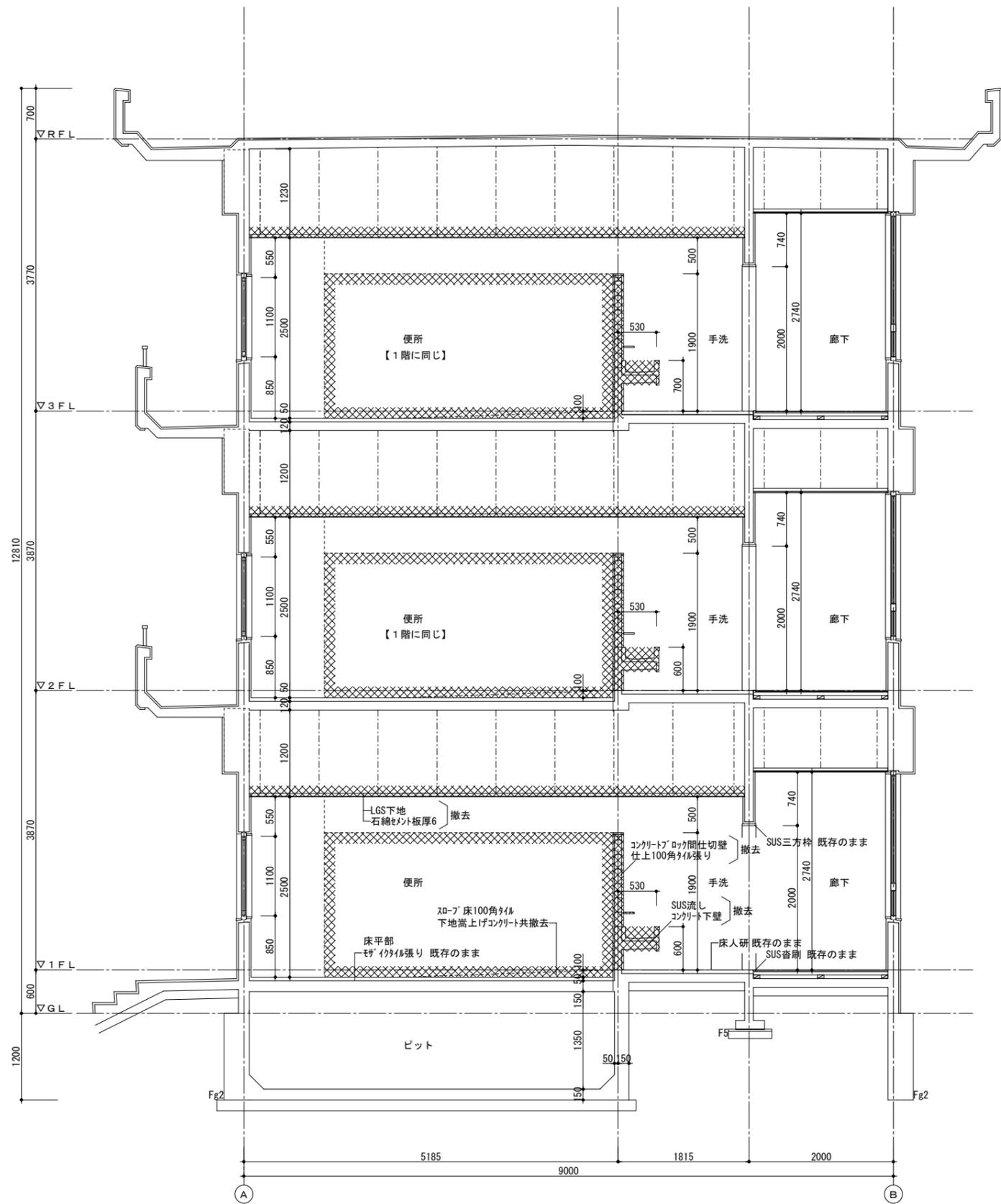


R階平面図

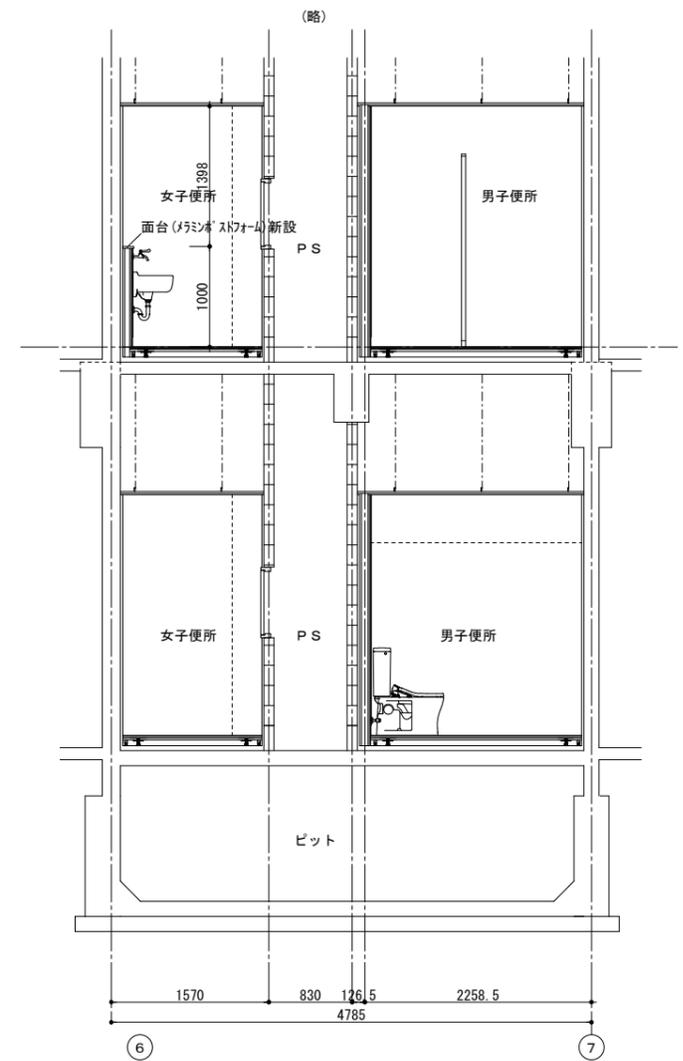
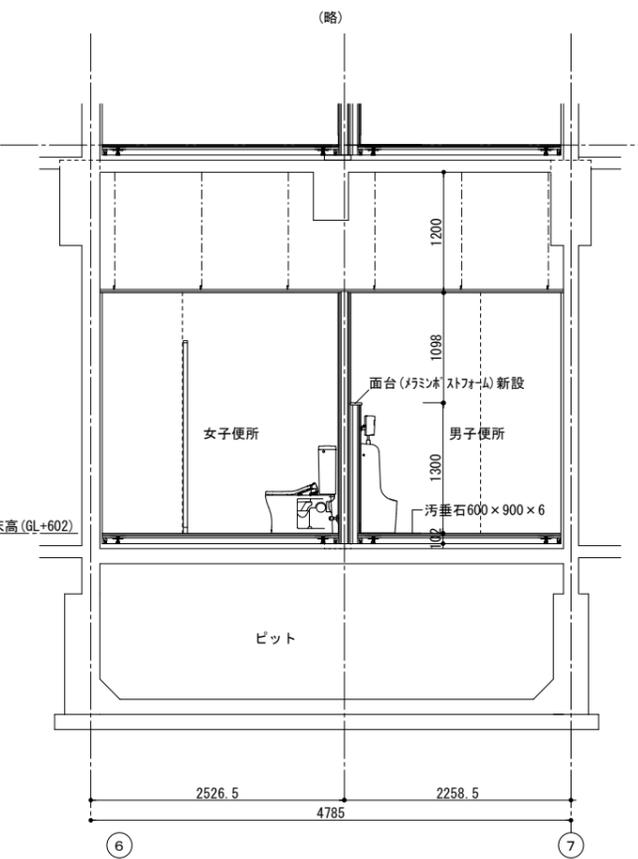
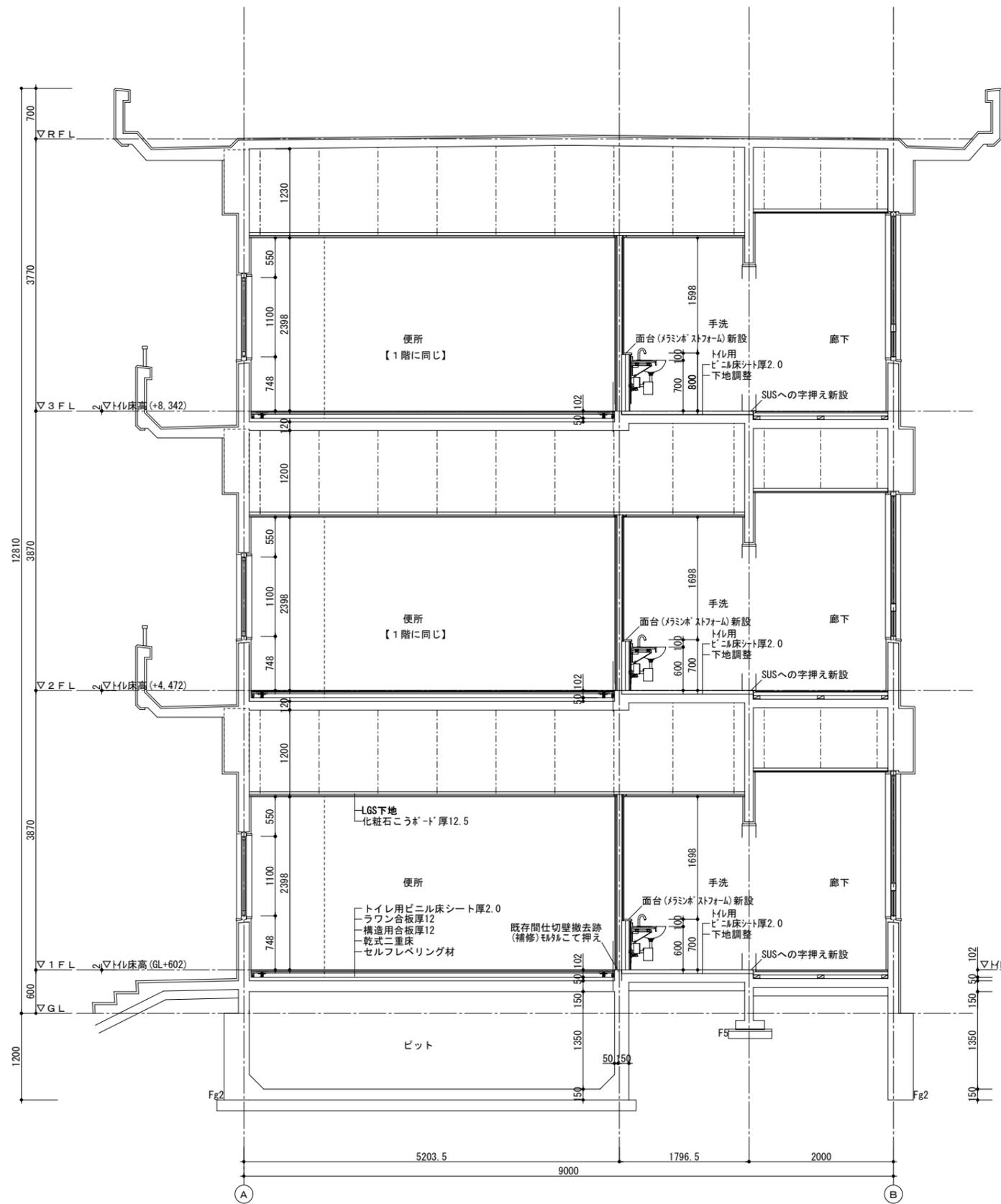


3階平面図

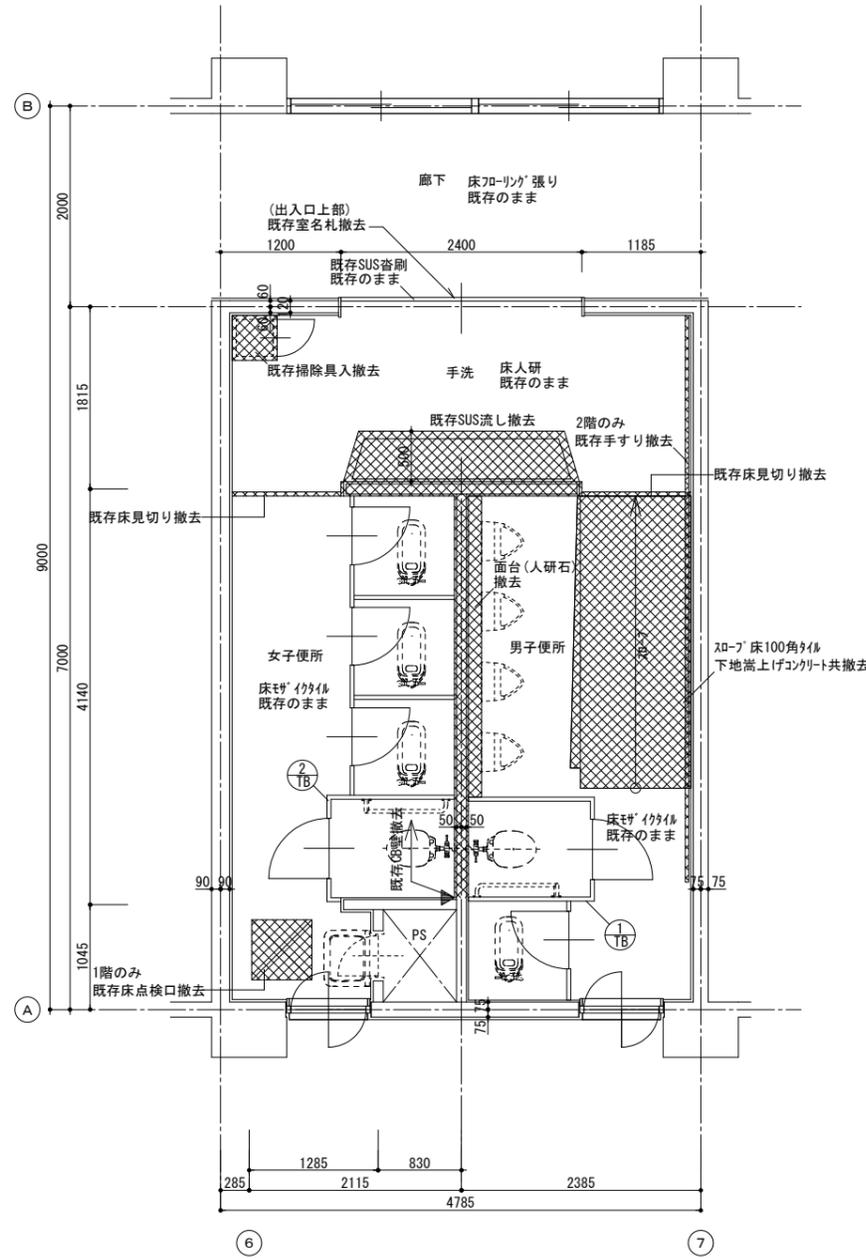
TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-07
NAME	SCALE	
平面図 3, R階		1/200
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-08
NAME	SCALE	
矩計図(現況・撤去)	1/50	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

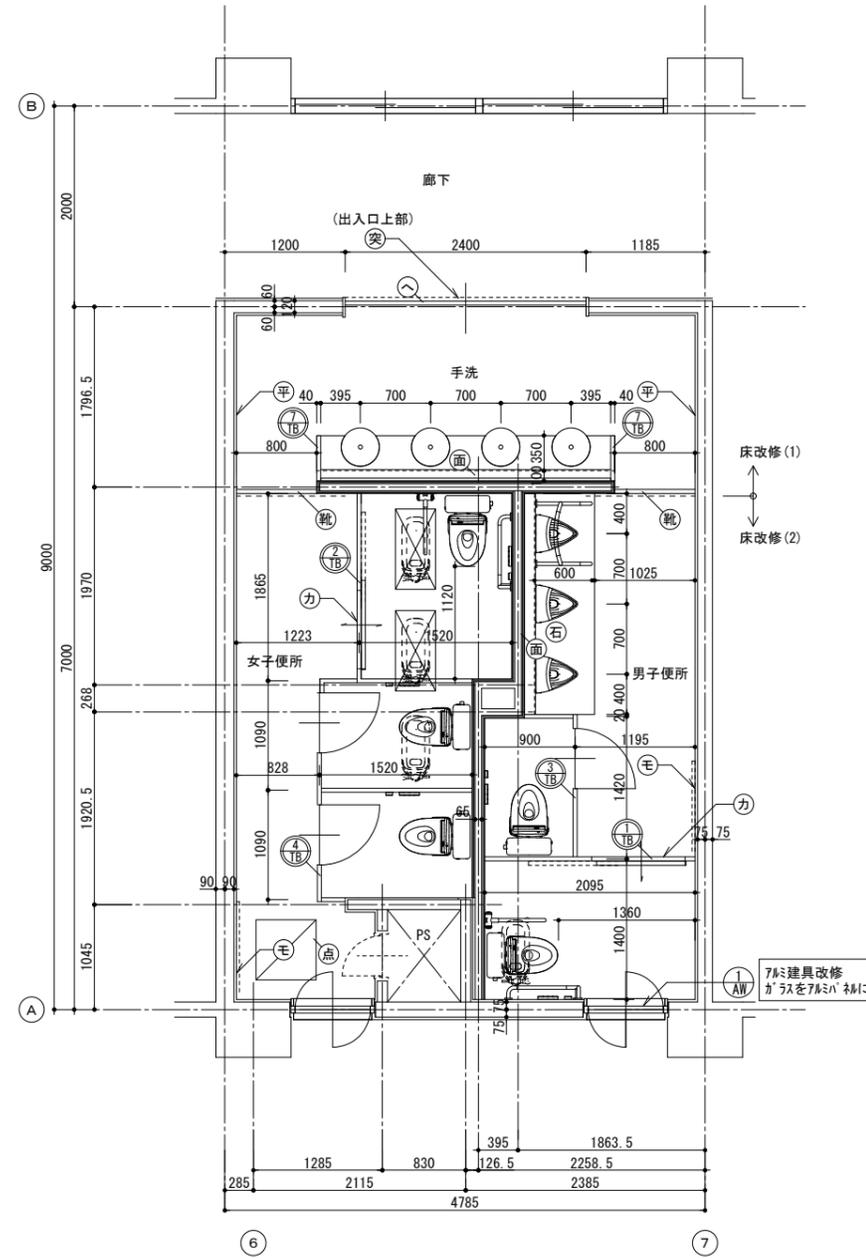


TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-09
NAME	SCALE	
矩計図(改修後)		1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



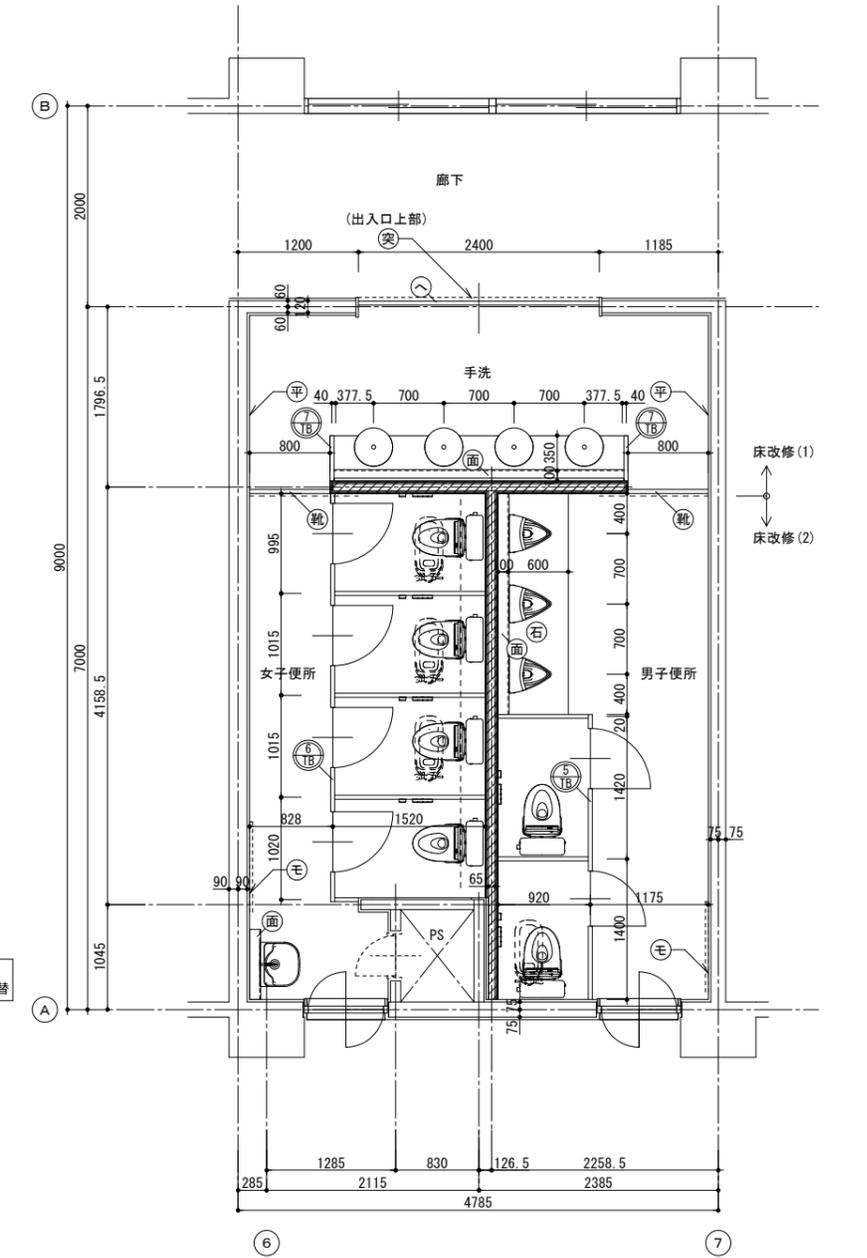
現況・撤去 1~3階平面詳細図

記号	内容
▼	: カッター切り
⊗	: 撤去範囲を示す
○	: 小便器用、L型手すり 撤去
⊕	: 既存トイレブース 撤去 詳細は建具表参照



改修後 1階平面詳細図

記号	内容
床改修(1)	: 下地調整の上、トイレ用ビニル床シート厚2.0
床改修(2)	: トイレ用ビニル床シート厚2.0 ラワン合板厚12 構造用合板厚12 乾式床下地 セルフレベリング材 (新設間仕切壁): LGS65の上 シーリング石こうボード厚12.5(二重張り) 化粧珪酸カルシウム板厚6
その他壁仕上げ	: 既存壁タイル仕上げのまま ひび割れ部のみ: 100角タイル張替え
⊗	: 和便器開孔補修
AW	: 既存アルミ建具改修
⊕	: トイレブース新設 詳細は建具表参照
面	: 面台(メラミンポストフォーム)新設 洗面カウンター前: W=110程度、L=2890程度 小便器前: W=110程度、L=2200程度 マッシュ前: W=110程度、L=700程度
点	: 床下点検口(アルミ製600角)新設 (1階のみ)
石	: 汚重石厚6 新設
へ	: SUSへの字押え 新設
靴	: SUS沓摺幅40厚1.5
平	: 室名札(平付型) 新設
突	: 室名札(突き出し型) 新設
カ	: カッティングシート貼り 新設 200×200程度(車いす対応表示)
モ	: モップ掛け 新設

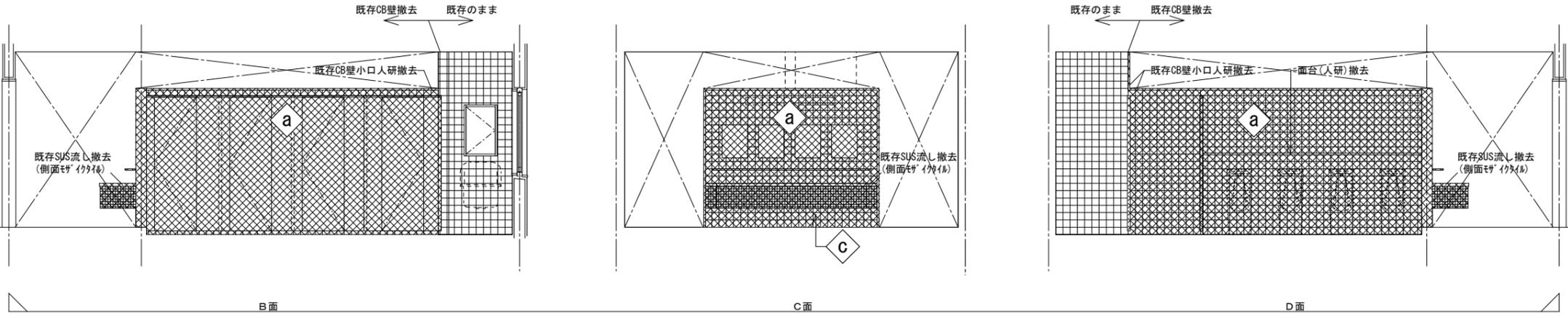
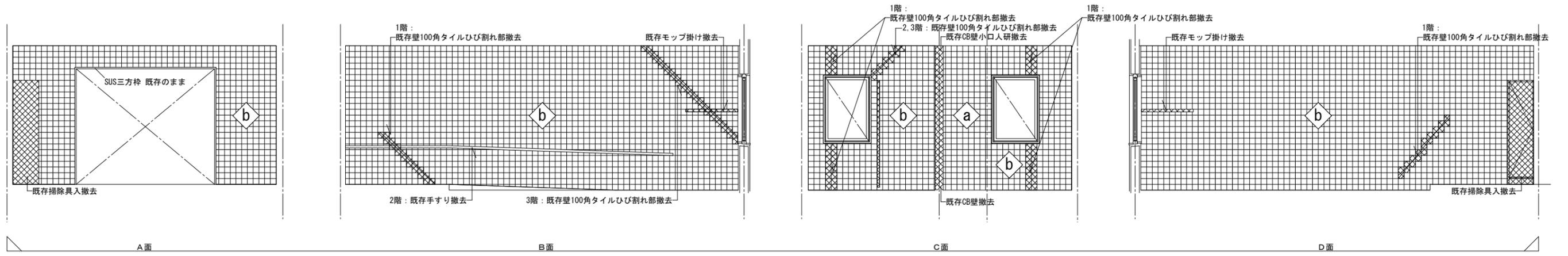


改修後 2~3階平面詳細図

TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-10
NAME	SCALE	
平面詳細図	1/50	

株式会社 川建設計 1級建築士登録 川端壮一郎
第126265

1~3階
男子便所
女子便所

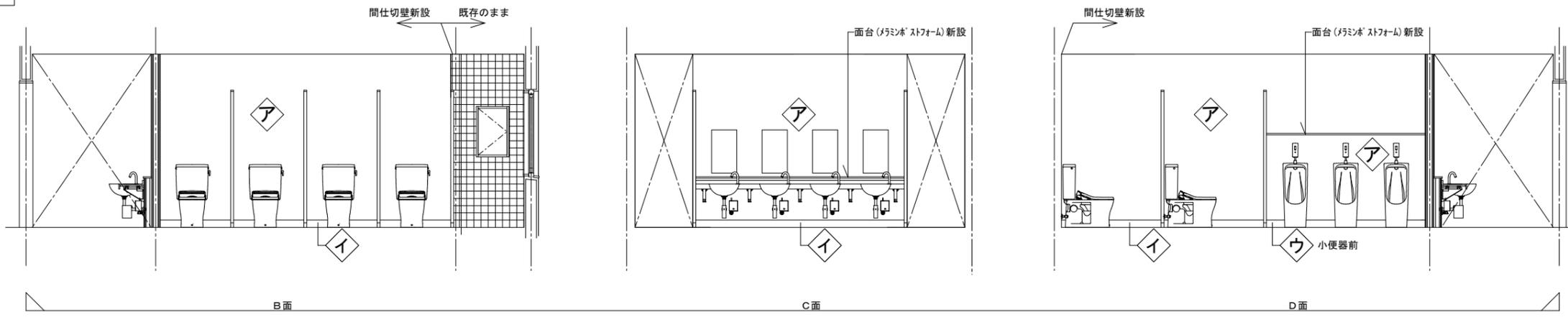
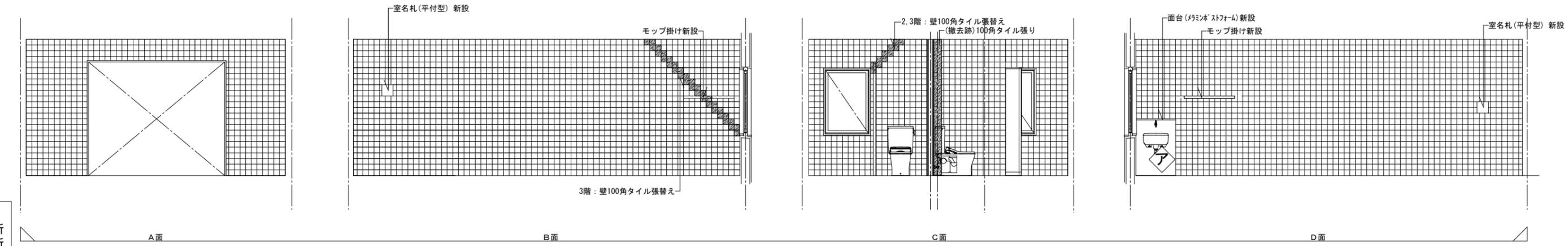


記号	現況仕上	撤去
Ⓐ	コンクリート/ロック壁+下地モザイク+100角陶器質タイル張り	CB壁、下地、仕上共指定範囲のみ撤去
Ⓑ	RC壁 下地モザイク+100角陶器質タイル張り	指定範囲のほかひび割れ等により補修が必要な箇所のみ撤去
Ⓒ	RC壁 下地モザイク+100角陶器質タイル張り	指定範囲撤去

その他

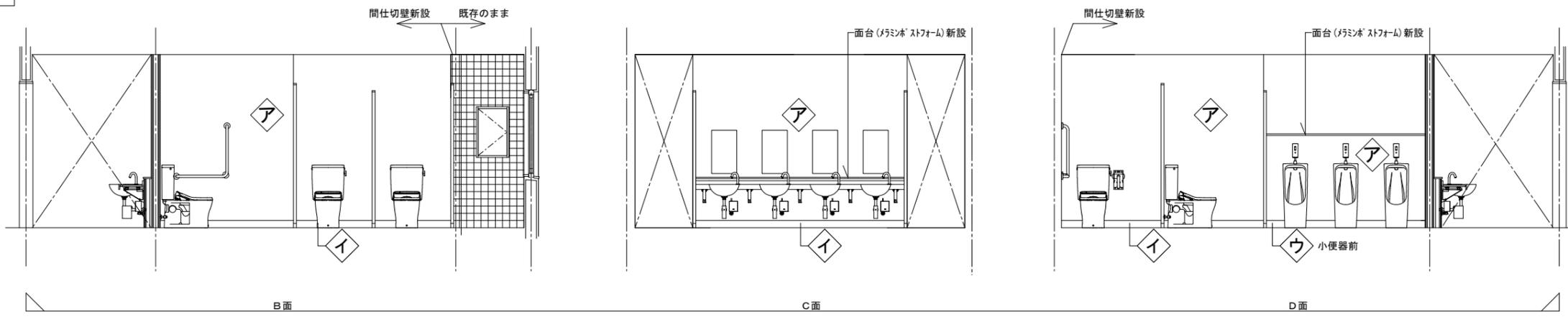
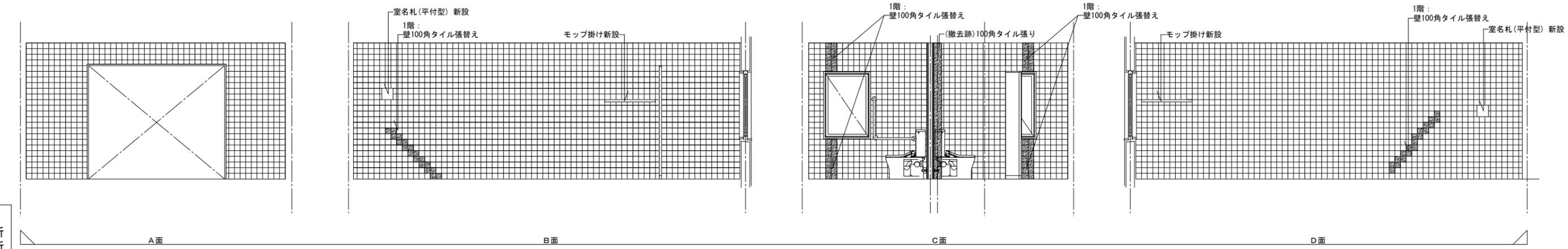
特記
 : 撤去範囲を示す
 ○ 既存タイル仕上げにおいては上記範囲の他、現地調査の結果必要と判断される箇所は撤去・張替えを行うこと。

2,3階
男子便所
女子便所

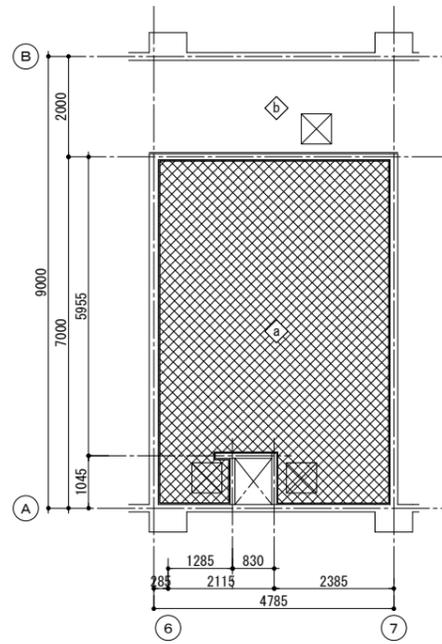


記号	改修仕上
◇	(新設間仕切壁): LGS65(50)の上 シーリング石こうボード厚12.5(二重張り) 化粧タイルカシム板厚6
◇	(新設幅木): トイレ用ビニル床シート巻上げ H=100
◇	(新設幅木): ステンレス幅木 H=100
その他	
特記	
■: タイル張(替え)範囲を示す	
○: 既存タイル仕上げにおいては上記範囲の他、現地調査の結果必要と判断される箇所は撤去・張替えを行うこと。	

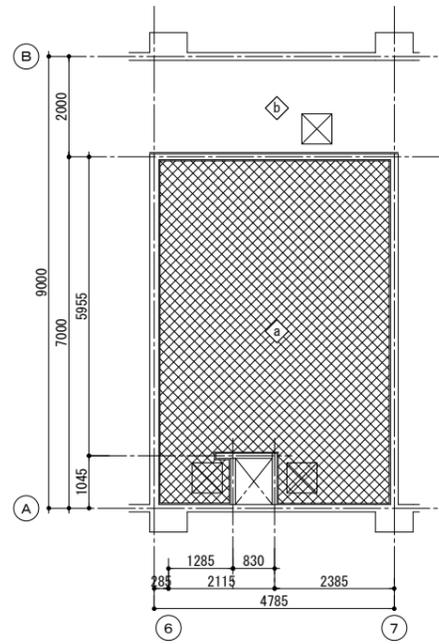
1階
男子便所
女子便所



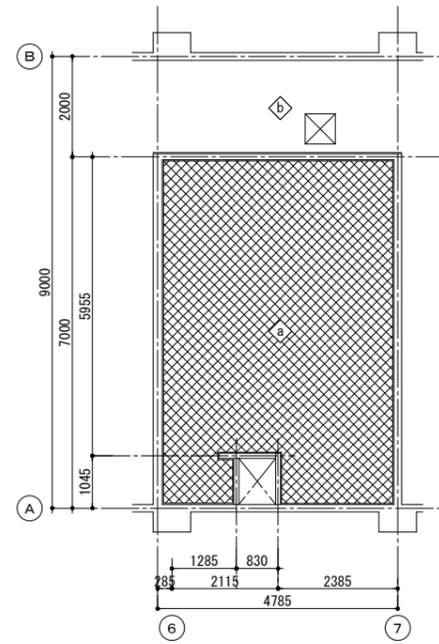
TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		A-12
NAME	SCALE	
展開図(改修後)		1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



現況・撤去 1階天井伏図

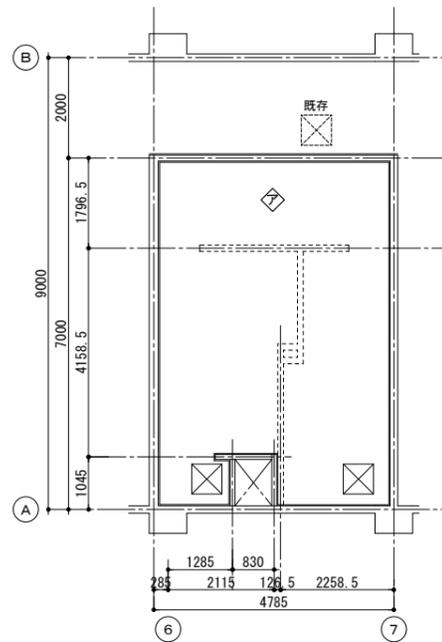


現況・撤去 2階天井伏図

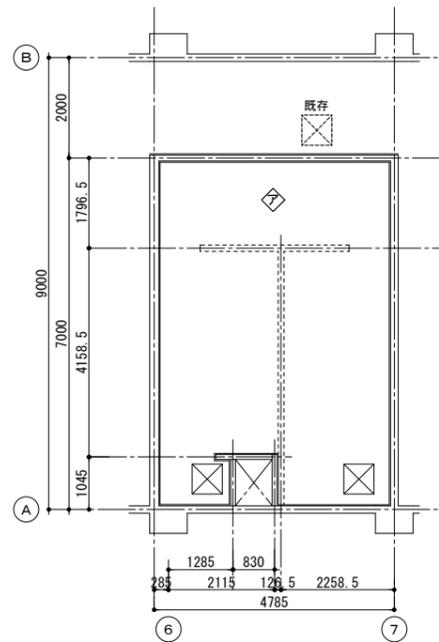


現況・撤去 3階天井伏図

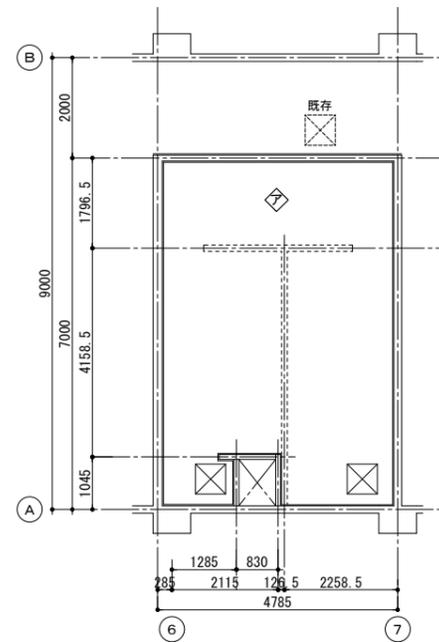
記号	現況仕上	撤去
◇	LGS下地の上、石綿セメント板厚6	指定範囲下地共撤去
◊	LGS下地の上、石こうボード厚9、ロックウール吸音板	既存のまま
⊠	天井点検口 600角	指定範囲下地共撤去
その他		
特記 ⊠ : 撤去範囲を示す		



改修後 1階天井伏図



改修後 2階天井伏図



改修後 3階天井伏図

記号	現況仕上
◇	LGS下地の上、化粧石こうボード厚9.5 新設
⊠	天井点検口 600角 新設
その他	
特記	

記号	①AW 既存ガラス改修	①B 撤去	②B 撤去	
姿図				
型式	縦軸回転アルミ窓	トイレブース	トイレブース	
材質(見込)	アルミ	ポリ合板フラッシュ	ポリ合板フラッシュ	
室名(数量)	男子便所(1階) (1)	男子便所 (3)	女子便所 (3)	
ガラス	型板ガラス厚4(既存)			
付属金物				
備考				
記号	③B 新設	④B 新設	⑤B 新設	⑥B 新設
姿図				
型式	トイレブース(上吊り引戸)	トイレブース(上吊り引戸)	トイレブース	トイレブース
材質(見込)	高圧メラミン樹脂化粧板(ハニケルボード)t=9.0裏打ち (40)	同左 (40)	同左 (40)	同左 (40)
室名(数量)	男子便所(1階) (1)	女子便所(1階) (1)	男子便所(1階) (1)	女子便所(1階) (1)
ガラス				
付属金物	芯材:ハニケルボード、エッジ・笠木:7{押し出形材(7{マイクリア仕上げ)、自動閉鎖装置(扉) ガラス:テビンジ・スライドロック・幅木:ステンレス、7{壁面レール、非常解錠付サムターン、棒取手	同左	芯材:ハニケルボード、エッジ・笠木:7{押し出形材(7{マイクリア仕上げ) ガラス:テビンジ・スライドロック・幅木:ステンレス、7{壁面レール	同左
備考	トイレブース内に棚を設けること(詳細図参照)	同左	同左	同左
記号	⑦B 新設	⑧B 新設	⑨B 新設	
姿図				
型式	トイレブース	トイレブース	トイレブース	
材質(見込)	高圧メラミン樹脂化粧板(ハニケルボード)t=9.0裏打ち (40)	同左 (40)	同左	
室名(数量)	男子便所(2,3階) (2)	女子便所(2,3階) (2)	男子便所、女子便所 (6)	
ガラス				
付属金物	芯材:ハニケルボード、エッジ・笠木:7{押し出形材(7{マイクリア仕上げ) ガラス:テビンジ・スライドロック・幅木:ステンレス、7{壁面レール	同左	芯材:ハニケルボード、エッジ・笠木:7{押し出形材(7{マイクリア仕上げ)	
備考	トイレブース内に棚を設けること(詳細図参照)	同左	同左	

特記事項

TITLE	令和7年度 海南小学校トイレ改修工事	DATE		NO	A-14
NAME	建具表	SCALE			1/100
株式会社	川建設	1級建築士登録 第126265		川端壮一郎	

工事内容	<p>工事項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 受変電設備工事 幹線設備工事 動力設備工事 電灯コンセント設備工事 防災設備工事 非常警報設備 自動火災報知設備 誘導灯設備 	<ul style="list-style-type: none"> 弱電設備工事 電話配管設備 テレビ共聴設備 拡声設備 インターホン設備 直流電源設備 情報設備 	<ul style="list-style-type: none"> その他 撤去工事
	<p>施工条件</p>		
共通仕様	<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版」による。</p> <p>また、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針 令和4年版」を参考とする。</p>		
適用基準等	<p>(1) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 令和5年版」</p> <p>(2) 以降各項目 ○印のものを適用する。</p>		
一般共通事項 一般事項	<p>(1) 工事に使用する諸材料は品質優秀な新品（仮設備資材についても特記なき場合は新品を使用）とし、事前に納入仕様書、製作図、見本品等を監督員に提出し承諾を受けること。</p> <p>(2) 設計図書に明記無き部分及び軽微なる変更等で工事完成上当然必要と思われるものについては、監督員と協議のうえ無償にて施工すること。</p> <p>(3) 工事施工に際しては各工事種別に係る有資格者を努めて活用すること。</p> <p>(4) 最大電力が500kW以上の需要設備での電気工事作業者は、第一種電気工事士の資格を有すること。</p> <p>(5) 本受電後引き渡しまでの使用料金（本工事・別途）</p>		
特記事項 (一般)	<p>(1) 図中特記なき電線管は下記区分による。</p> <p>屋内いんべい：合成樹脂製可とう管（P F ー重管）</p> <p>屋内露出： <ul style="list-style-type: none"> ねじ無し電線管（E管） 薄鋼電線管（C管） 溶融亜鉛めっき厚鋼電線管（G管） 硬質ビニル電線管（V E管） </p> <p>屋外露出： <ul style="list-style-type: none"> 薄鋼電線管（C管） ポリエチレンライニング電線管 硬質ビニル電線管（V E管） 耐衝撃性硬質ビニル電線管（H I V E管） 溶融亜鉛めっき厚鋼電線管（G管） 硬質ビニル電線管（V E管） </p> <p>地中埋設：波付硬質合成樹脂管（F E P）</p> <p>(2) 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。</p> <p>(3) 屋外敷設のケーブル保護用厚鋼電線管に使用するねじなし防水付属品は、J I S防水保護等級1 P X 5以上とする。</p> <p>(4) 屋内外（P S内除く）の金属管露出部において特記のない場合は合成樹脂ペイント2回塗りとする。</p> <p>(5) 露出配管において、人が容易に触れるおそれがある場所の支持金物の突起部または切断端面には保護キャップ等を取付ること。</p> <p>(6) 屋外露出・地下ビット内及び湿気が多い場所の配管配線の支持金物類はステンレス製とする。</p> <p>(7) 盤、ハンドホール、プルボックス内の他要所の配線には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札を取り付け、用途、行き先・電線サイズ等を表示する。なおハンドホール内及び耐性を要する場所は刻印文字による表示とする。</p> <p>(8) プルボックス・カバープレート等には設置場所に適した方法により用途別表示をする。なお屋外露出部分及び湿気等のある部分は、合成樹脂製プレートに刻印文字による表示とする。</p> <p>(9) 空配管には予備線として1.2mm以上のビニル被覆鉄線を入線し、行き先を表示する。</p> <p>(10) 接地線と接地極及び地中内での接地線相互の接続はスリーブ接続の後、自己融着テープ巻のうえ絶縁テープ巻とする。</p> <p>(11) 接地極の埋設位置に設ける接地極埋設標は刻印文字による表示とする。</p> <p>(12) 屋外の場合、多芯電カケーブルは端部に端末処理を行い、分岐管（二又管・三又管等）を用いた処理とする。なおプルボックス内での接続部はテープ巻による処理でも可とする。</p> <p>(13) 屋外（外灯ポール含む）、湿気が多い場所での配線接続部分は自己融着テープ巻のうえ絶縁テープ巻とする。</p> <p>(14) 地中管路は埋設深さ600mm以上（特記のある場合除く）とし2倍折込の埋設標識シートを敷設すること。</p> <p>(15) 機器類、配管等の支持固定要領は別記による。</p> <p>(16) 自家用電気工作物の保安規定に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出すること。</p> <p>(17) 一般照明及び非常用照明の照度測定を行うこと。なお、照度計は一般照明の場合は一般形A級照度計以上を、</p> <p>(18) 非常用照明の場合は一般形A A級照度計以上の精度を有するものとし、測定箇所は監督員との協議による。分電盤からの予備配管として分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立ち上げること。</p> <p>(19) 本工事施工に際しては「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」に基づき耐震処置を行うこと。</p> <p>(20) 強度計算</p> <p>（ 照明用ポール ・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ）</p> <p>(21) 荷重計算</p> <p>（ 突針支持管 ・ 太陽電池アレイ ・ 風力発電装置 ・ アンテナマスト ）</p>		
特記事項 (改修)	<p>(1) 工事期間中は施設の業務に支障をきたさないよう配慮するとともに、停電を伴う作業等は短期間で終了するように努めること。</p> <p>(2) 図中明記無き装置及び配線配管であっても本工事施工上支障となる場合は、移設、撤去等適切な処置を行う。</p> <p>(3) 既設コンクリート壁・床などの配管貫通穴あけは、原則としてダイヤモンドコアクッターを使用すること。</p> <p>(4) 必要に応じ既存施設・装備品等の汚損対策として養生保護を行うものとし、万一汚損した場合は速やかに補修復旧すること。</p> <p>(5) 本工事に関連する既存設備については、事前に絶縁測定、動作試験等の調査を行い設備の状態を確認、記録しておくこと。</p> <p>(6) 照明改修を行う場合は、改修前後の照度及び回路電流値の測定を行うものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。</p> <p>(7) 本工事に関連する既設屋外配線において紫外線対策がされていないケーブル等の絶縁線は絶縁テープ巻きによる処置すること。</p>		

機器等の支持固定|コンクリート構造物に機器等を支持固定する場合の要領を示す。

機器・配管等	寸法・重量・規模	支持固定材		備 考
		支持ヶ所数	サイズ（吊ボルト、アンカーボルト）	
盤類（※1）	重量3kg超 重量3kg以下	4以上	9mm以上	標仕 2.14.3
プルボックス類	長辺300mm超	4以上	9mm以上	標仕 2.2.8
	長辺300mm以下	2以上	9mm以上	
照明器具	標準仕様書、標準図の方法による ※仕様書中、質量の大きい機器とは3kgを超えるもの			標仕 2.14.3 標準図
配管（※2）				
ハンガー直付固定	幅100mm以下	1（2）	9mm以上（A Y形5mm以上×2）	
	幅100超～300以下 以降300毎に	2 +1	9mm以上 9mm以上	
ハンガー吊下げ支持	幅600mm以下	2	9mm以上	
	幅600mm超	2	12mm以上	
サドル固定（サドルベース付）	サドルは両サドル（2ヶ所ビス止め）タイプのみ可			
ケーブルラック・ダクト	幅600mm以下	2	9mm以上	標仕 2.7.2
	幅600mm超	2	12mm以上	標仕 2.10.1

※1 取付方法でメーカーの指定サイズ等がある場合はその方法、また耐震検討を必要とするものは検討により選定したサイズ・要領で支持固定する。

※2 原則ハンガーにより支持固定とし、特に指示のある場合のみサドルの使用可とする。

注1 本表でサイズ・支持方法を検討により選定するとしたものは、最低A Yボルトを使用（樹脂プラグの使用不可）すること。

注2 あと施工アンカーボルトは原則おねじ形メカニカルまたは接着系アンカーとし、屋外設置の重量物及び張力を考慮する必要がある部分は接着系アンカーの使用を検討する。

注3 100kgを超える機器については、あと施工アンカーの施工後確認試験を行うこと。

注4 本要領により施工し難い場合及びコンクリート部以外の施工場所については最適な支持方法等検討する。

メーカーリスト | ※記載の材料及びメーカー以外については監督員の承諾を得ること。

名 称	製 造 業 者 名
金属管及び付属品	パナソニック、摂陽工業、丸一鋼管
合成樹脂管（P F、C D）及び付属品	未来工業、パナソニック、古河電工
合成樹脂管（硬質ビニル）及び付属品	積水化学、未来工業、三菱ケミカル
波付硬質ポリエチレン管及び付属品	東拓工業、カナフレックス、積水化学、未来工業、古河電工
高低圧電線・ケーブル	住電HST、タツタ電線、フジクラ、住友電工、矢崎インダストリアル、富士電線工業、フジクラカワイ、弥栄電線、S F C C
通信ケーブル	伸興電線、タツタ電線、矢崎インダストリアル、JM A C S、フジクラ、富士電線工業、フジクラ、住電HST
配線器具	パナソニック、東芝ライテック
盤 類	パナソニック、一光電機、月の宮電機、かわでん、摂陽明正、日東工業（ホーム分電盤に限り河村電器産業を含む）
キュービクル式配電盤	一光電機、月の宮電機、かわでん、摂陽明正
配線用遮断器	テンパール、パナソニック、日立産機システム、河村電器産業、三菱電機、富士電機、東芝日東工業
プルボックス	八州電工、電成興業
照明器具（L E D灯）	パナソニック、東芝ライテック、岩崎電気、三菱電機照明（公共品番に限り遠藤照明を含む）
換気扇	三菱電機、パナソニック、東芝キャリア、日立産機システム
テレビ共聴機器	マスプロ電工、D Xアンテナ、日本アンテナ、パナソニック
I T V機器	パナソニック、T O A、ユニベックス
拡声設備	T O A、パナソニック、ユニベックス、J V Cケンウッド
インターホン	アイホン、パナソニック
火災報知機	パナソニック、日本ドライケミカル、ホーチキ、能美防災工業、ニッタン
ブロック式ハンドホール	総合開発、光栄、カナフレックス
電気時計	パナソニック、シチズンT I C、セイコータイムクリエーション
ナースコール	アイホン、ケアコム
高圧遮断器	エナジーサポート、三菱電機、日立製作所、東芝、戸上電機、富士電機
高圧開閉器	エナジーサポート、三菱電機、日立製作所、東芝、戸上電機、大垣電機、富士電機
保護継電器	エナジーサポート、三菱電機、戸上電機、東芝、富士電機
計器類	パトライト、三菱電機、東芝産業機器システム、I D E C、富士電機
変圧器	東芝産業機器システム、日立産機システム、三菱電機、利昌工業、富士電機
進相コンデンサー	パナソニック、ニチコン、東芝、指月電機、利昌工業
直流電源装置	東芝、三菱電機、古河電池、山菱電機、ジーエス・ユアサ、日立製作所
発電機	ヤンマー、日立製作所、三菱電機、明電舎
避雷針	大阪避雷針、N I Pエンジニアリング
太陽光発電装置	京セラ、シャープ、東芝、パナソニック、その他J P E A加盟メーカー

提出書類 | 下記のうち当該工事での提出書類の要否及び作成等の詳細は監督員の指示による。

提出書類一覧（電気）		
<ul style="list-style-type: none"> 試験・測定結果表 接地・絶縁・照明点灯・照度（一般、非常） 電流・コンセント極性・TV受信レベル 制御盤等動作・動力設備・放送・インパ 火災報知・ケーブル伝送品質 その他（ ） 	<ul style="list-style-type: none"> 官公署届出書類 消防用設備設置届の写し 電気設備設置届の写し 電気供給申込書の写し その他（ ） 行管理票 回収資格証の写し（事業者、作業者） 破壊業者許可証の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 検査済証（消防、水道局、電力、保安協会等） P C B調査報告書 完成図 安全に関する資料 竣工図（CADデータ（JWW）、PDF）
※工事の内容により、上記以外に特に監督員が指示する書類についても作成提出とする。		

機器等の支持固定|コンクリート構造物に機器等を支持固定する場合の要領を示す。

機器・配管等	寸法・重量・規模	支持固定材		備 考
		支持ヶ所数	サイズ（吊ボルト、アンカーボルト）	
盤類（※1）	重量3kg超 重量3kg以下	4以上	9mm以上	標仕 2.14.3
プルボックス類	長辺300mm超	4以上	9mm以上	標仕 2.2.8
	長辺300mm以下	2以上	9mm以上	
照明器具	標準仕様書、標準図の方法による ※仕様書中、質量の大きい機器とは3kgを超えるもの			標仕 2.14.3 標準図
配管（※2）				
ハンガー直付固定	幅100mm以下	1（2）	9mm以上（A Y形5mm以上×2）	
	幅100超～300以下 以降300毎に	2 +1	9mm以上 9mm以上	
ハンガー吊下げ支持	幅600mm以下	2	9mm以上	
	幅600mm超	2	12mm以上	
サドル固定（サドルベース付）	サドルは両サドル（2ヶ所ビス止め）タイプのみ可			
ケーブルラック・ダクト	幅600mm以下	2	9mm以上	標仕 2.7.2
	幅600mm超	2	12mm以上	標仕 2.10.1

※1 取付方法でメーカーの指定サイズ等がある場合はその方法、また耐震検討を必要とするものは検討により選定したサイズ・要領で支持固定する。

※2 原則ハンガーにより支持固定とし、特に指示のある場合のみサドルの使用可とする。

注1 本表でサイズ・支持方法を検討により選定するとしたものは、最低A Yボルトを使用（樹脂プラグの使用不可）すること。

注2 あと施工アンカーボルトは原則おねじ形メカニカルまたは接着系アンカーとし、屋外設置の重量物及び張力を考慮する必要がある部分は接着系アンカーの使用を検討する。

注3 100kgを超える機器については、あと施工アンカーの施工後確認試験を行うこと。

注4 本要領により施工し難い場合及びコンクリート部以外の施工場所については最適な支持方法等検討する。

工事区分

工 事 項 目	電気	建築	管	空調	備 考
梁・壁・床等躯体貫通部のスリーブ入・穴埋補修	○		○	○	
壁・床等の躯体貫通部研り、穴埋補修	○		○	○	
梁・壁・床等躯体貫通部の構造体補強		○			
天井照明器具・換気扇等埋込箇所の下地補強・仕上材切込み		○			
床埋込箇所の下地補強・仕上材切込み		○			
空調機への一次側電源配線接続	○				
空調機の室内外機間配線				○	
空調機リモコン用配管	○				
空調機リモコン取付及び配線				○	
機器類・調理台・実習台への配管配線接続	○		○		

メーカーリスト | ※記載の材料及びメーカー以外については監督員の承諾を得ること。

名 称	製 造 業 者 名
金属管及び付属品	パナソニック、摂陽工業、丸一鋼管
合成樹脂管（P F、C D）及び付属品	未来工業、パナソニック、古河電工
合成樹脂管（硬質ビニル）及び付属品	積水化学、未来工業、三菱ケミカル
波付硬質ポリエチレン管及び付属品	東拓工業、カナフレックス、積水化学、未来工業、古河電工
高低圧電線・ケーブル	住電日立、タツタ電線、日立金属、住友電工、矢崎総業、富士電線工業、フジクラ昭和電線、カワイ、古河電工、弥栄電線、S F C C
通信ケーブル	伸興電線、タツタ電線、矢崎総業、JM A C S、フジクラ、富士電線工業、日立金属、住電日立
配線器具	パナソニック、東芝ライテック
盤 類	パナソニック、一光電機、月の宮電機、かわでん、摂陽明正、日東工業（ホーム分電盤に限り河村電器産業を含む）
キュービクル式配電盤	一光電機、月の宮電機、かわでん、摂陽明正
配線用遮断器	テンパール、パナソニック、日立産機システム、河村電器産業、三菱電機、富士電機、東芝日東工業
プルボックス	八州電工、電成興業
照明器具（L E D灯）	パナソニック、東芝ライテック、岩崎電気、三菱電機照明（公共品番に限り遠藤照明を含む）
換気扇	三菱電機、パナソニック、東芝キャリア、日立産機システム
テレビ共聴機器	マスプロ電工、D Xアンテナ、日本アンテナ、パナソニック
I T V機器	パナソニック、T O A、ユニベックス
拡声設備	T O A、パナソニック、ユニベックス、J V Cケンウッド
インターホン	アイホン、パナソニック
火災報知機	パナソニック、日本ドライケミカル、ホーチキ、能美防災工業、ニッタン
ブロック式ハンドホール	総合開発、光栄、カナフレックス
電気時計	パナソニック、シチズンT I C、セイコータイムシステム
ナースコール	アイホン、ケアコム
高圧遮断器	エナジーサポート、三菱電機、日立製作所、東芝、戸上電機、富士電機
高圧開閉器	エナジーサポート、三菱電機、日立製作所、東芝、戸上電機、大垣電機、富士電機
保護継電器	エナジーサポート、三菱電機、戸上電機、東芝、富士電機
計器類	パトライト、三菱電機、東芝産業機器システム、I D E C、富士電機
変圧器	東芝産業機器システム、日立産機システム、三菱電機、利昌工業、富士電機
進相コンデンサー	パナソニック、ニチコン、東芝、指月電機、利昌工業
直流電源装置	東芝、三菱電機、古河電池、山菱電機、ジーエス・ユアサ、日立製作所
発電機	ヤンマー、日立製作所、三菱電機、明電舎
避雷針	大阪避雷針、N I Pエンジニアリング
太陽光発電装置	京セラ、シャープ、東芝、パナソニック、その他J P E A加盟メーカー

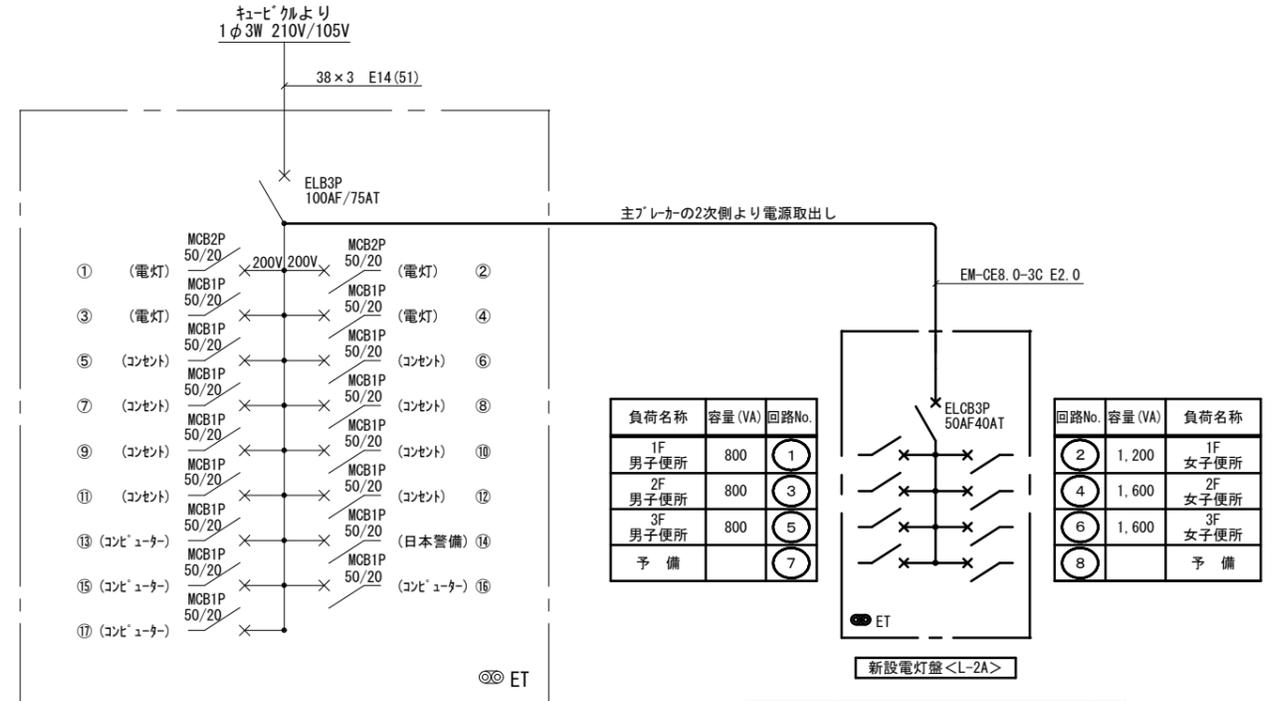
T I T L E	D A T E	N O
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		E-01
N A M E	S C A L E	
電気工事 特記仕様書		NON
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

凡例

記号	名称適用
■	電灯盤 詳細図参照
◎	照明器具 詳細図参照
▼親	熱線センサー付自動スイッチ(親器) 天井付(8A)・広角検知形
▼子	熱線センサー付自動スイッチ(子器) 天井付・換気扇連動用
●	埋込スイッチ(片切) 1P15A (新金属プレート)
◎ET	埋込コンセント 2P15A125V×1 ET付 (新金属プレート)
○	カバープレート(新金属プレート) 3連用
□	照明器具 詳細図参照 (既設)
●	埋込スイッチ(片切) 1P15A (既設)
●P	埋込スイッチ(PL) 1P15A (既設)
☒	換気扇(空調工事)
特記なき配管配線は下記とする	
【改修後】	
(電灯回路)	(コンセント回路)
——//——	EM-EEF1.6-2C(PF16)
——//——	EM-EEF2.0-3C(PF22)
——//——	EM-EEF1.6-3C(PF22)
二重天井内は、ケーブルところがし配線とする	
壁内立上げ立下げ部分は、上記記載のPF管にてケーブル保護をする	

注記 1) スイッチ撤去後、カバープレート(新金属)取付のこと
 2) 既設RC壁内立上げ立下げ部分は、溝ばつり、配管後モルタル詰めをすること

A	ダウンライト 100形
公共施設型番: LRS1-08	
	

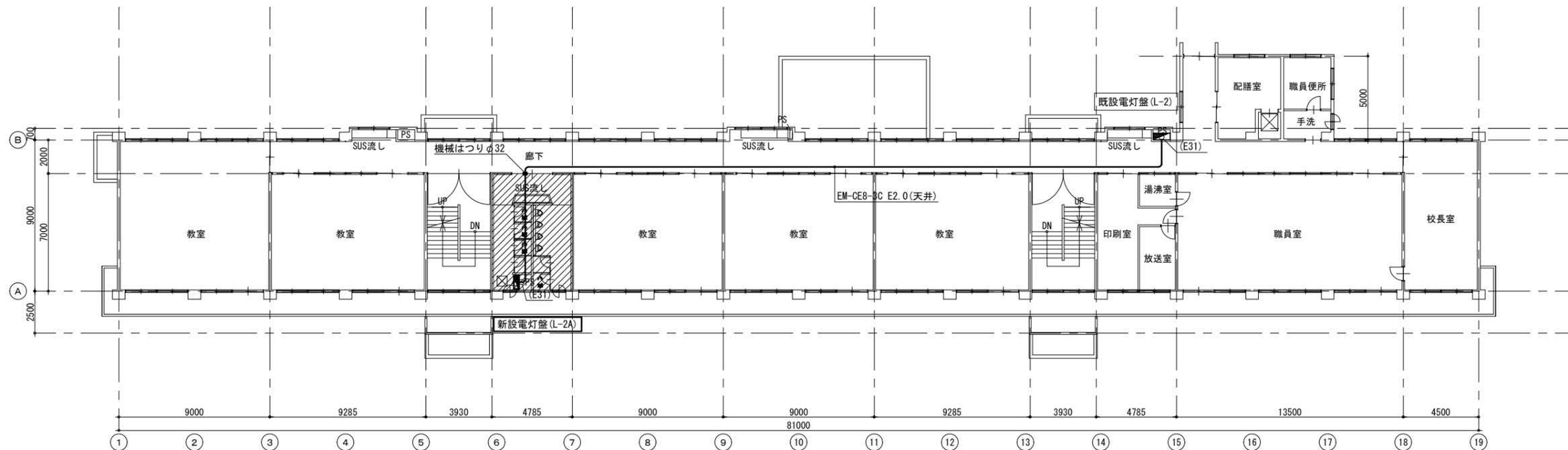


【改修後】
 既設電灯盤(L-2) (屋内埋込型)

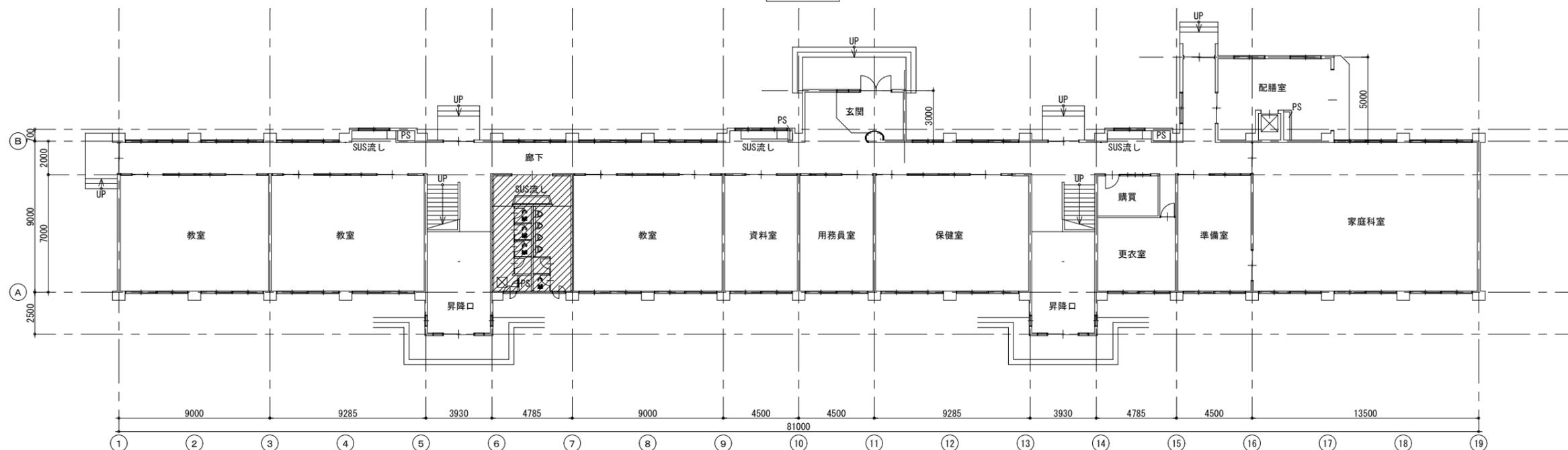
負荷名称	容量(VA)	回路No.
1F 男子便所	800	1
2F 男子便所	800	3
3F 男子便所	800	5
予備		7

回路No.	容量(VA)	負荷名称
2	1,200	1F 女子便所
4	1,600	2F 女子便所
6	1,600	3F 女子便所
8		予備

盤名称	L-2A (ホーム分電盤) 露出型、樹脂製 (既製品)
合計容量	6,800VA
配線用遮断器	数量
主幹	ELB 3P 50AF/40AT 1
2次分岐	MCB 2P 30AF/20AT (1E) 6
2次分岐	MCB 2P 30AF/20AT (2E) 2
2次分岐	MCB 2P 30AF/スペース 2

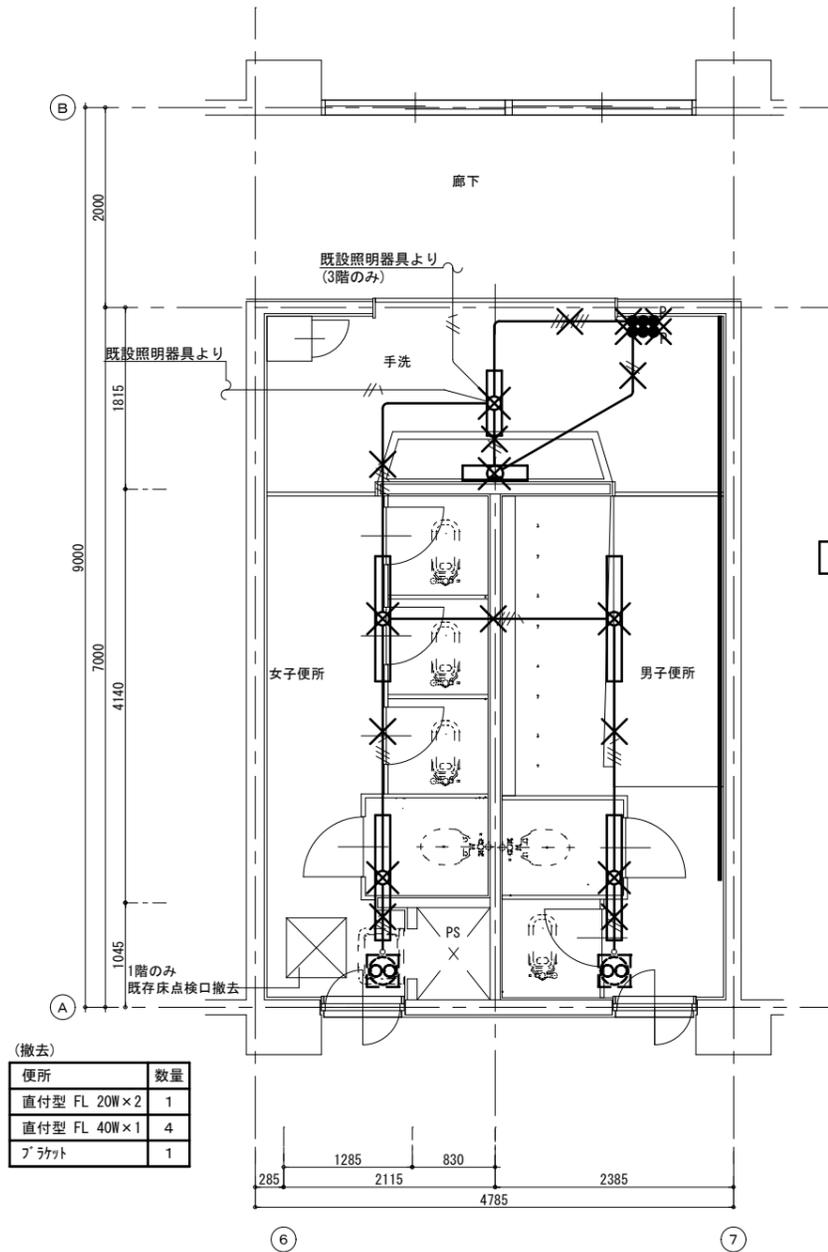


2階平面図

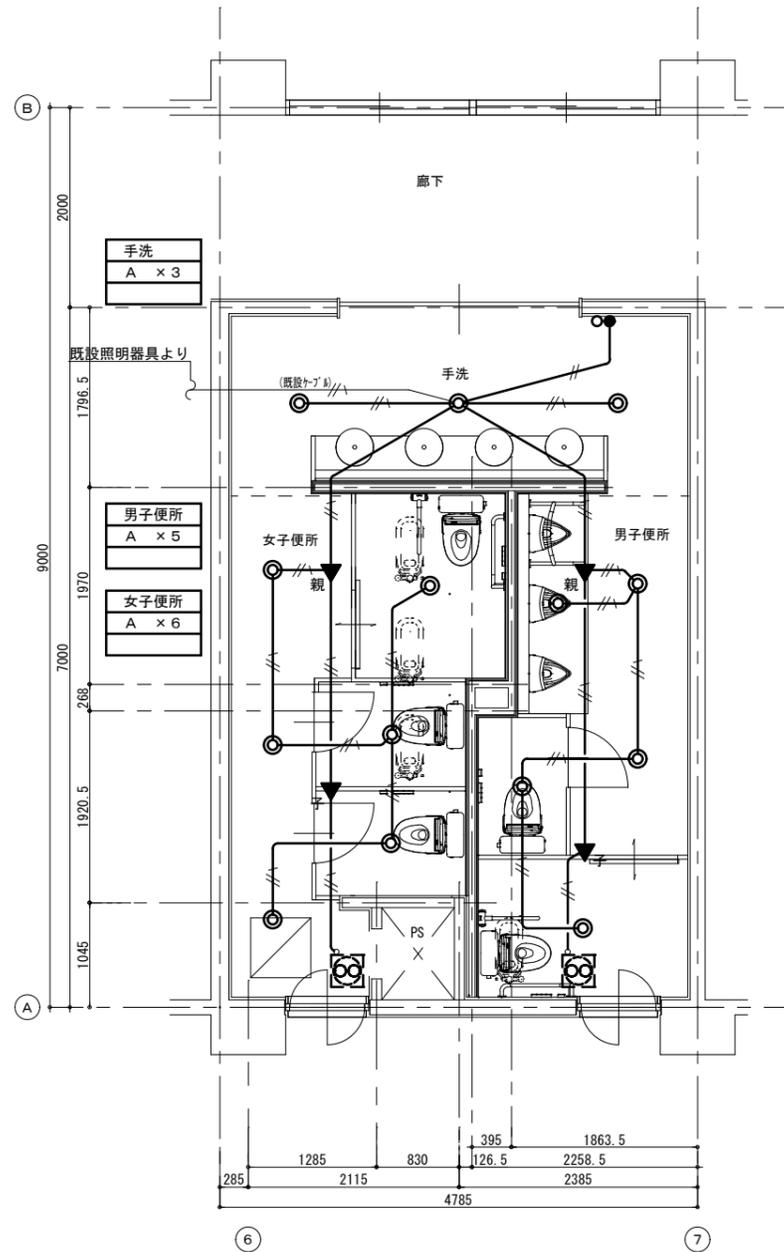


1階平面図

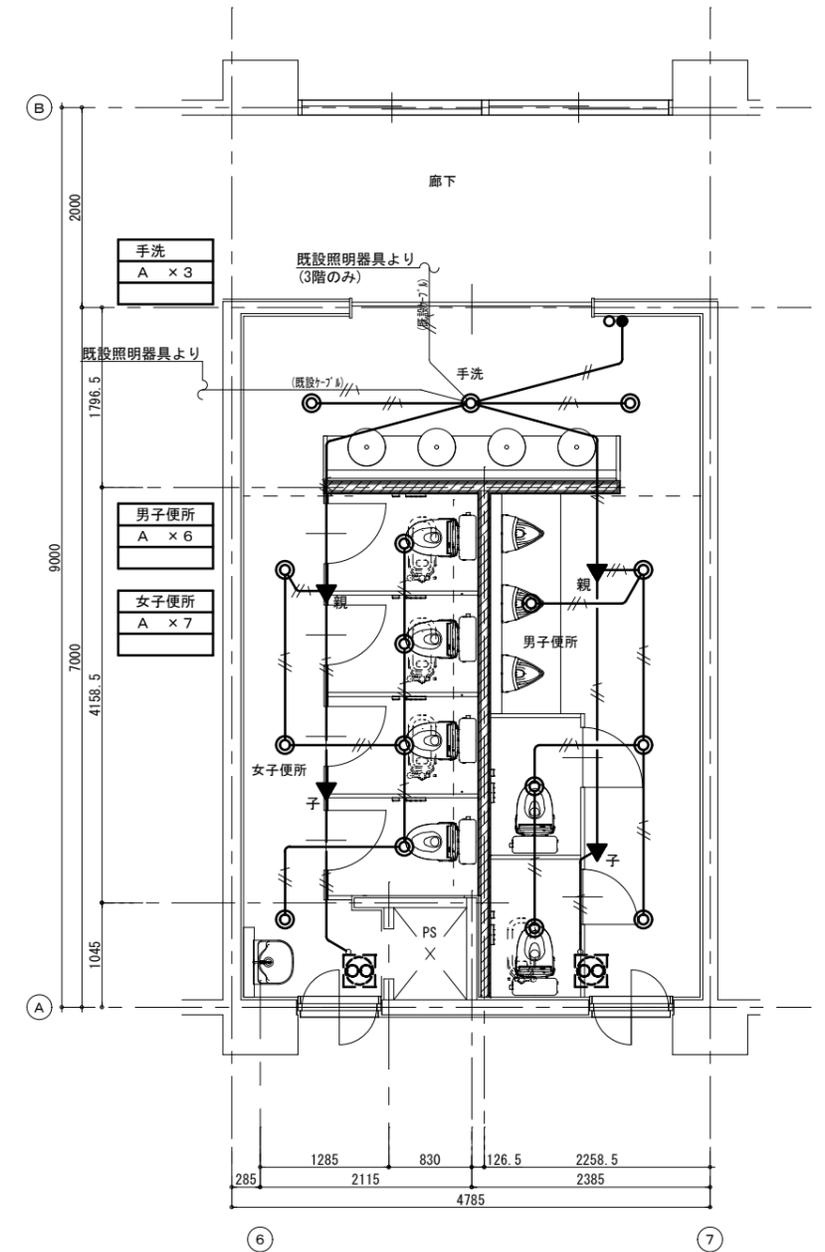
TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		E-03
NAME	SCALE	
電気設備 1,2階 平面図 改修後		1/200
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



現況・撤去 1~3階平面詳細図



改修後 1階平面詳細図

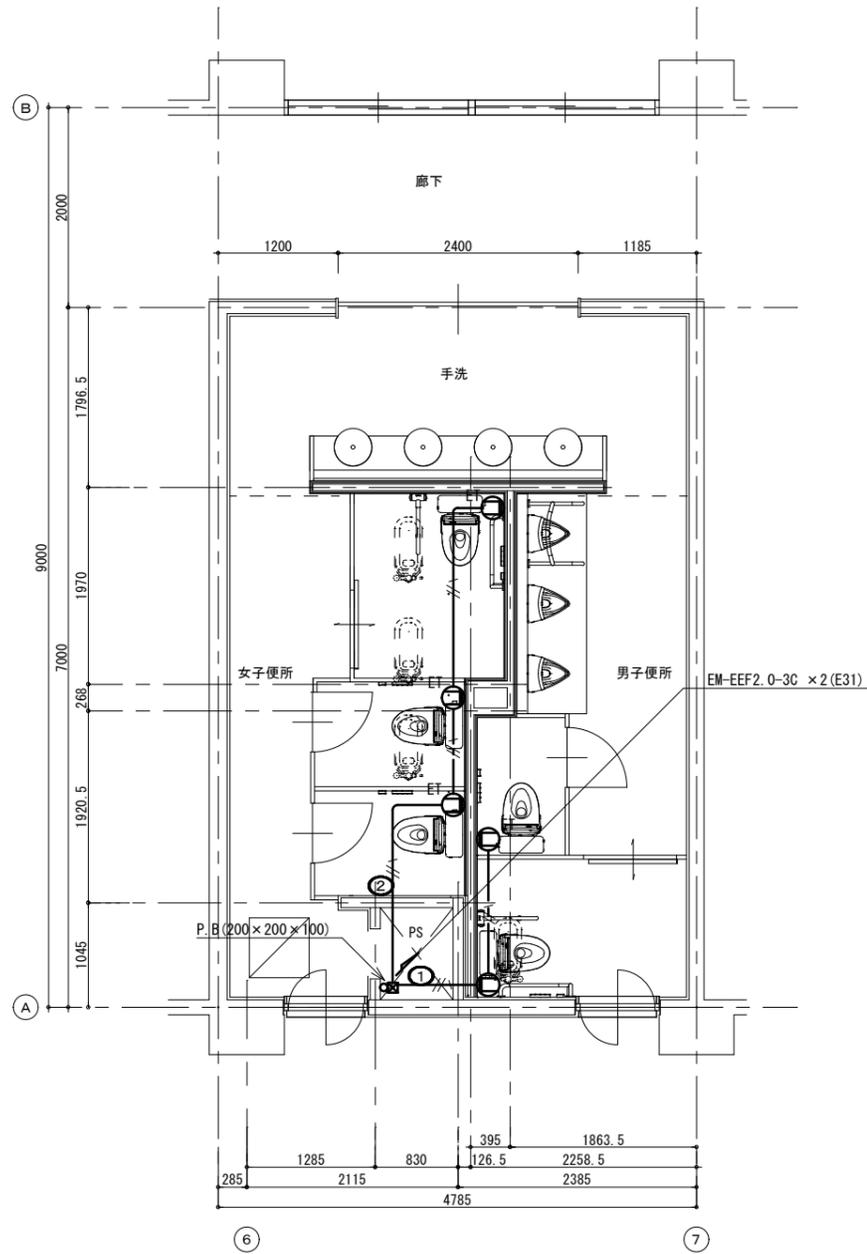


改修後 2~3階平面詳細図

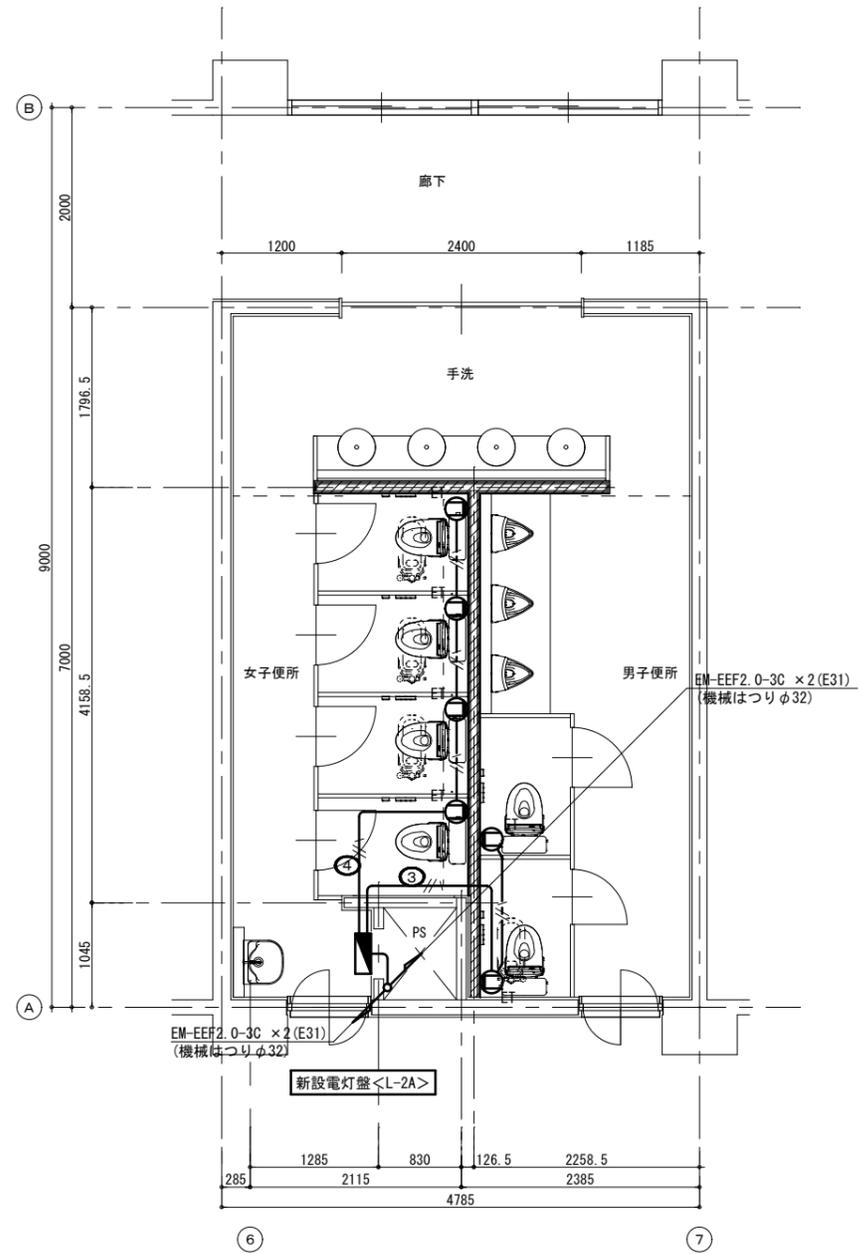
- 注記 1) X印は、撤去を示す
 2) スイッチ撤去後はカバープレート取付けのこと

【改修前】	
(電灯回路)	
—	IV 1.6×2(19)
—	IV 1.6×3(19)
—	IV 1.6×4(19)
—	IV 1.6×5(19)

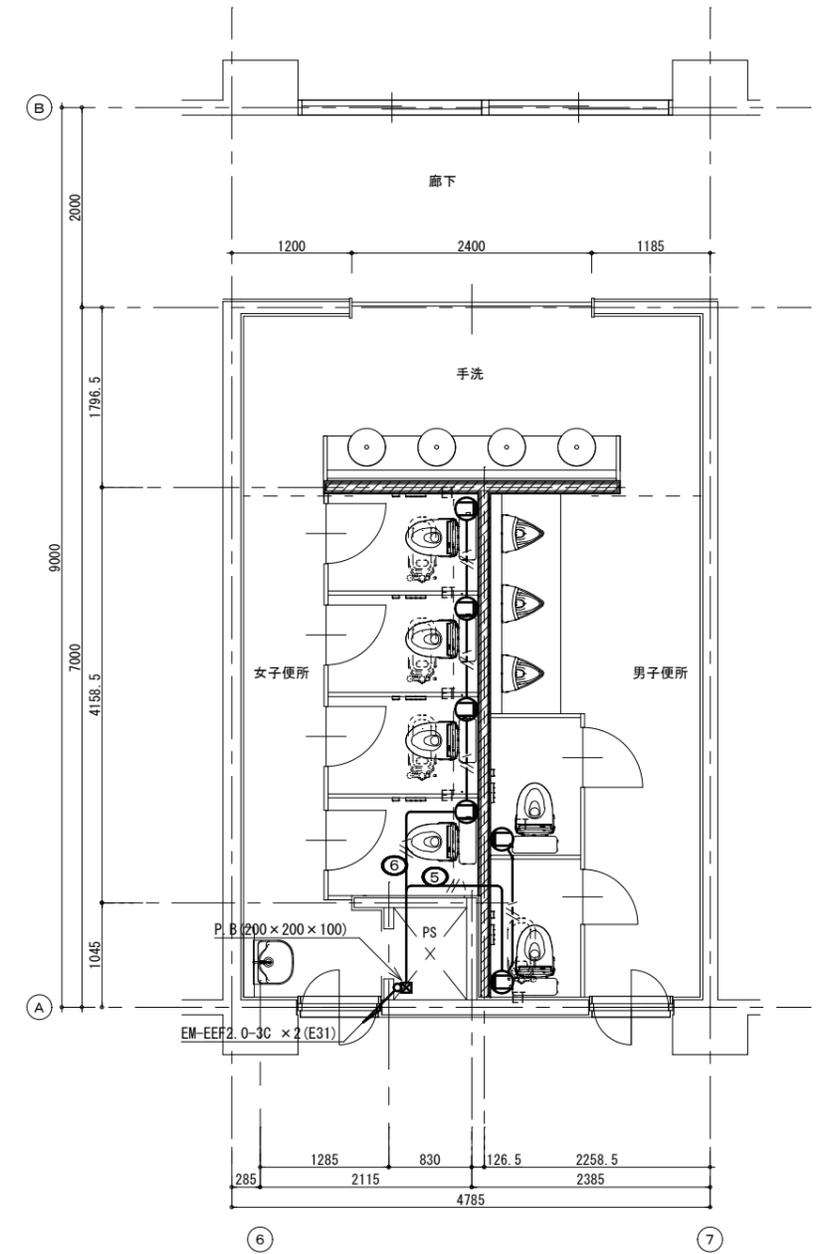
TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		E-04
NAME	SCALE	
電灯設備 1~3階 詳細図 改修前後	1/50	
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



改修後 1階平面詳細図



改修後 2階平面詳細図



改修後 3階平面詳細図

凡例	
	(天井内)
	(壁内横引き)

TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		E-05
NAME	SCALE	
コンソート設備 1~3階 詳細図 改修後	1/50	
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

機械設備工事特記仕様書

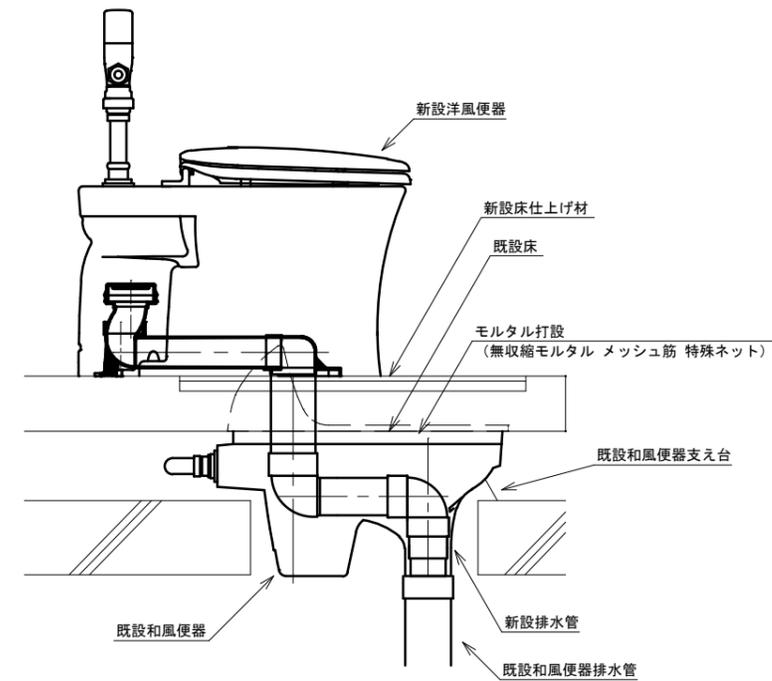
工事内容	工事項目 <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生器具設備工事 ○ 給水設備工事 ○ 排水設備工事 給湯設備工事 消火設備工事 屋外給排水設備工事 浄化槽設備工事 冷暖房設備工事 換気設備工事 撤去工事 燃料配管設備工事
	施工条件 (1) *****
共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」(改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)令和4年版」による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事監理指針令和4年版」を参考とする。
適用基準等	(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編令和5年版」 (2) 以降各項目に ○印のものを適用する
一般共通事項 一般事項	(1) 工事に使用する諸材料は品質優秀な新品(仮設備資材についても特記なき場合は新品を使用)とし、事前に納入仕様書、製作図、見本品等を監督員に提出し承諾を受けること。 (2) 設計図書に明記無き部分及び軽微なる変更等で工事完了上当然必要と思われるものについては、監督員と協議のうえ無償にて施工すること。 (3) 工事施工に際しては各工事種別に係る有資格者を努めて活用すること。
特記事項(一般)	(1) 図中に明記がない場合でも、工事進捗上支障がないよう適正な撤去・修復をする。また、施設運営に支障をきたさないよう工事着手前に工程の調整を行い必要な仮設工事を行うこと。特に断水時期や騒音、振動の発生する工程については、十分に配慮すること。 (2) 本工事施工に際しては発生した建物などの損傷は完全に復旧すること。 (3) 配管の吊り及び支持(振れ止め支持を含む)は、「共仕」及び「標準図」に従い行うこと。 (4) 屋外機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製とし、土間、床下ピット内及び屋外露出の配管支持金物類もステンレス製とすること。 (5) 機器には名称及び記号を記入し、配管には識別表示及び用途、流れ方向を記入する。尚、屋外及び水気のある場所(弁室内を含む)では、耐候性を考慮し、記入文字は塗装書きとする。また表示はエッチング文字で、取付はナイロンひもなど腐食のないものとする。機器等の機種決定の前に、電気容量について電気設備との関係を確認すること。 (6) 水圧試験及び気密試験を「共仕」に従い行い、監督員に報告する。 (7) コンクリート埋設部の鋼管は防食テープ巻き(1/2重ね1回巻き)を行う。 (8) 床下土間配管についても、必要に応じ吊り又は支持を行うこと。 (9) 管を土中埋設する場合は、管の保護の為、山砂の類にて管の周囲を埋め戻し、「共仕」に従い地中埋設表示(表示テープ及び埋設機)を行う。 (10) 排水管(ビニル管)を土中埋設する場合は、「共仕」の当該事項に従い、根切り底には山砂の類又はクラッシュランを敷き込み、つき固めを行う。 (11) 弁類で公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kの規格のものを使用する。 (12) 露出配管において、人が容易に触れるおそれがある場所の支持金物の突起部または切断端部には保護キャップ等を取付のこと。
特記事項(改修)	(1) 工事期間中は施設の業務に支障をきたさないよう配慮するとともに、断水・停電等を伴う作業等は短期間で終了するように努めること。 (2) 図中明記無き装置及び配線配管であっても本工事施工上支障となる場合は、移設、撤去等適切な処置を行うこと。 (3) 既設コンクリート壁・床などの配管貫通穴あけは、原則としてダイヤモンドコアクッターを使用すること。 (4) 流用する既設コンクリート基礎については機器据付け前に清掃(高圧洗浄等)を行い、水平度合いを十分に確認し、傾きが生じていた場合は、補修を行うこと。 (5) 防火区画を貫通する配線等は、関係法令に適合した施工を行うこと。 (6) 必要に応じ既存施設・設備品の汚損対策として養生保護を行うものとし、万一汚損した場合は速やかに補修復旧すること。 (7) 本工事に関連する既存設備については、事前に絶縁測定、動作試験等の調査を行い設備の状態を確認、記録しておくこと。 (8) 発生材のうち引渡しを要しないもの及び産業廃棄物等は関係法令に従い適切に処理すること。 (9) 工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん等の影響を軽減するよう、周辺の環境保全に努めることとし、施設の運営に支障をきたさないよう配慮した工程を計画する。 (10) 施設内の業務使用範囲と工事範囲が重複する箇所については、十分な安全対策を行い事故防止すること。
機器等の支持固定	(1) 本工事施工に際しては「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」に基づき耐震処置を行うこと。 (2) あと施工アンカーボルトは原則おねじ形メカニカル(ウェッジ式等)または接着系アンカーとし、屋外設置の重量物及び張力を考慮する必要がある部分には接着系アンカーの使用を検討すること。 (3) 質量100kgを超える機器については、あと施工アンカーの施工後確認試験を行うこと。

配管材料	用途	名称	規格	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水管 給水管(PS内主管) 給水管(ポンプ室内) 給水管(ヘッダー以降) ○ 排水管 排水管 通気管 通気管 ○ 衛生器具接続部 屋外排水管 給湯管 給湯管(ヘッダー以降) 消火管 消火管(地中埋設部) ガス管 ガス管(地中埋設部) 都市ガス 冷媒管 ドレン管 ○ 換気ダクト 換気ダクト(浴室) 	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 保温材付架橋ポリエチレン管又は保温材付ポリブデン管 硬質塩化ビニル管 耐火二層管 硬質塩化ビニル管 耐火二層管 硬質塩化ビニル管 硬質塩化ビニル管 硬質塩化ビニル管 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 保温材付架橋ポリエチレン管又は保温材付ポリブデン管 配管用炭素鋼鋼管(白) 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 配管用炭素鋼鋼管(白) 硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 四国ガス会社指定材料 断熱材被覆鋼管(製造者標準品) 硬質塩化ビニル管 スパイラルダクト(亜鉛鉄板) 硬質塩化ビニル管	JIS K 6742 JWVA K 116 JWVA K 116 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS K 6741 JWVA K 140 JIS G 3452 WSP 041 JIS G 3452 WSP 041 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS K 6741 JIS G 3302 JIS K 6741	H1VP SGP-VA(管端防食継手) SGP-VA(管端防食継手) VP 内管VP VP 内管VP(IFL以上の配管で75φ以上) VP VP SGP-HVA SGP SGP-VS SGP SGP-VS VP VU
保温仕様	区分	施工箇所	材料及び施工順序	
○ 給水	○ 排水	○ 消火	・ 屋内露出(一般)	グラスウール保温筒20mm+鉄線+合成樹脂製カバー
			・ 機械室・倉庫	グラスウール保温筒20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス
○ 給湯	○ 温水	・ 天井、PS内	グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒20mm+アルミガラスクロス粘着テープ	
		○ 補室内(ピット内)	ポリスチレンフォーム保温筒20mm+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+着色アルミガラスクロス	
○ 給湯	○ 温水	・ 屋外露出及び多湿箇所	ポリスチレンフォーム保温筒20mm+粘着テープ+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板(0.2mm以上)	
		・ 屋内露出(一般)	グラスウール保温筒20mm+鉄線+合成樹脂製カバー	
○ 給湯	○ 温水	・ 機械室・倉庫	グラスウール保温筒20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス	
		・ 天井、PS内	グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒20mm+アルミガラスクロス粘着テープ	
○ 給湯	○ 温水	・ 補室内(ピット内)	グラスウール保温筒20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+着色アルミガラスクロス	
		・ 屋外露出及び多湿箇所	グラスウール保温筒20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+ステンレス鋼板(0.2mm以上)	
○ 冷媒管	○ ドレン管	・ 屋内露出(一般)	グラスウール保温筒20mm+鉄線+ポリエチレンフィルム+合成樹脂製カバー	
		・ 機械室・倉庫	グラスウール保温筒20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス	
○ 冷媒管	○ ドレン管	・ 屋外露出	保温化粧ケース	
		・ 屋内露出(一般)	グラスウール保温筒20mm+鉄線+合成樹脂製カバー	
○ 冷媒管	○ ドレン管	・ 機械室・倉庫	グラスウール保温筒20mm+鉄線+原紙+アルミガラスクロス	
		・ 天井、PS内	グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒20mm+アルミガラスクロス粘着テープ	
※補室内(ピット内)、屋外露出の排水管は保温不要。 ※消火管は屋外露出のみ保温すること。 ※管径100~150Aは保温筒25mm 熱交換式換気扇は、結露防止のため本体から壁面までの給気ダクト、排気ダクトの天井内部分を断熱処理をする。 (グラスウールアルミガラスクロス化粧保温筒20mm+アルミガラスクロス粘着テープ)				
メーカーリスト	※記載の材料及びメーカー以外については監督員の承諾を得ること。			
名 称	製 造 業 者 名			
・ 鋼管	日本製鉄、JFEスチール			
・ 同上継手	日本製鉄、JFE継手、日立金属、リケン、ベンカン機工			
・ 鋼管	JIS認定品製造者			
・ 塩ビライニング鋼管	日本製鉄、JFEスチール、協成、積水化学工業、リケン、三菱ケミカル			
・ 同上継手	日本製鉄、JFE継手、協成、積水化学工業、三菱ケミカル			
○ ビニル管	クボタケミックス、積水化学工業、三菱ケミカル、前澤化成工業、アロン化成、日本プラスチック工業、旭有機材			
○ 弁類	キッツ、東洋バルブ、三吉バルブ、大和バルブ、ベン			
・ 排水金物及び鉄蓋類	ダイドレ、長谷川精工所、福西精物、第一機材、伊藤鉄工、小島製作所、カネソウ			
○ 衛生陶器及び金物類	LIXIL、TOTO			
・ 受水槽	積水アクアシシステム、三菱ケミカルインフラテック			
・ 合併処理浄化槽	国土交通大臣認定品			
・ ポンプ類	荏原製作所、日立産機システム、川本製作所、新明和工業			
・ 空調機	日本キャリア、日立グローバルライフソリューションズ、三菱電機、三菱重工業、パナソニック、ダイキン工業			
・ 換気扇	日本キャリア、日立グローバルライフソリューションズ、三菱電機、パナソニック、ダイキン工業			
・ 高低圧電線・ケーブル	住電HST、タツタ電線、フジワ、住友電工、矢野製作所、富士電線工業、フジクラ、カワイ、弥栄電線、SFCC			
・ 通信ケーブル	伸興電線、タツタ電線、矢野製作所、JMAGS、フジクラ、富士電線工業、フジワ、住電HST			
・ 金属管及び付属品	パナソニック、摂陽工業、丸一鋼管			
・ 合成樹脂管(P.F.C.D)及び付属品	未来工業、パナソニック、古河電工			
・ 配線用遮断器	テンパール、パナソニック、日立産機システム、河村電器産業、三菱電機、富士電機、東芝、日東工業			
・ プルボックス	八州電工、電成興業			
○ その他	監督員の承諾を得ること。			
提出書類	下記のうち当該工事での提出書類の要否及び作成等の詳細は監督員の指示による。			
提出書類一覧				
・ 一試験・測定結果表	・ 一官公署届出書類	・ 各種資格証の写し(一覧)		
・ 風量・騒音・温度測定表	・ 消防用設備設置届書の写し	・ 検査済証(消防、水道局、電力、保安協会等)		
・ ガス気密試験結果表(燃料ガス・冷媒ガス)	・ 電気設備設置届書の写し	・ 完成図		
・ 真空引き結果(写真)	・ 電気供給申込書の写し	<以下は竣工検査合格後に提出>		
・ 水圧試験結果(写真)	・ その他()	・ 安全に関する資料		
・ 排水管漏水通水試験(写真)	・ フロン回収・破壊法関連	・ 竣工図(CADデータ(JWW)、PDF)		
・ その他()	・ 行程管理票			
・ 各種計算・検討書	・ 回収資格証の写し(事業所、作業所)			
・ 検査(試験)成績書	・ 破壊業者許可証の写し			
※工事の内容により、上記以外で特に監督員が指示する書類についても作成提出とする。				

TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		W-01
NAME	SCALE	NON
機械工事 特記仕様書		
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

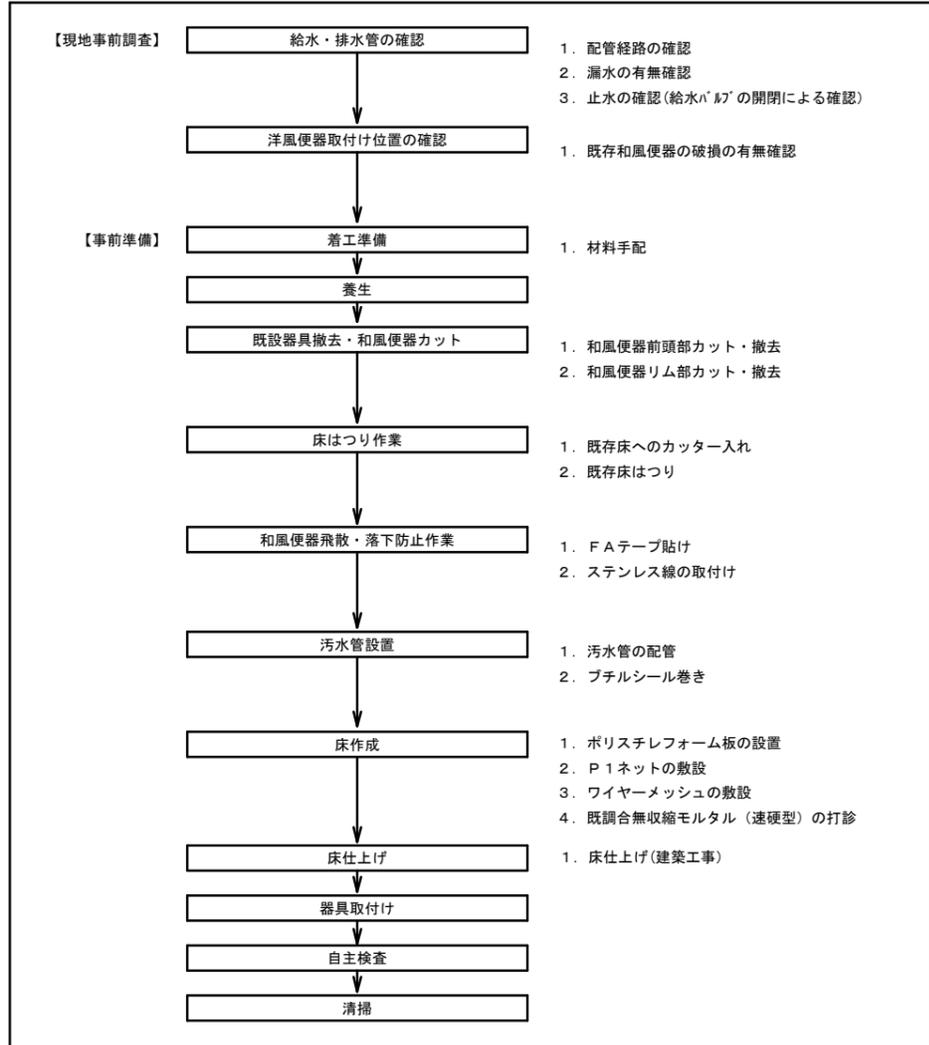
衛生器具リスト

名称	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	付属品及び仕様 ※便宜上TOTO品番とする	1階男子便所	1階女子便所	1階手洗	2階男子便所	2階女子便所	2階手洗	3階男子便所	3階女子便所	3階手洗	合計
腰掛便器	CS597BMS (和洋リモデル工法)	BC-P20HU (和洋改修工法)	パブリックコンパクト便器・ロータンク式<SH596BAR>	1	1		1	3		1	3		10
腰掛便器	CS597BMS	BC-P20HU	パブリックコンパクト便器・ロータンク式<SH596BAR>	1	2		1	1		1	1		7
洗浄暖房便座 (擬音装置付)	TCF588	CW-PB21-NE	消費電力 318W (参考値)	2	3		2	4		2	4		17
紙巻器	YH702	CF-63HST	棚付二連紙巻器	2	3		2	4		2	4		17
小便器	UFH508CR	U-331RM	床置床排水自動洗浄小便器、乾電池<TEA62ADS>	3			3			3			9
マルシンク	SK500	S-17	横水栓<T200SNR13 C>					1			1		2
L型手摺	T112CL9	KF-920AE70D12J		1	1								2
はね上げ手摺	T112HK7	KF-471EH70JU		1	1								2
小便器用手摺	T112CU22	KF-701AEJ		1									1
化粧鏡	YM3560F	KF-D3360AG				4		4			4		12
洗面カウンター	MC35	MB-451KAWS	台付自動給水栓・発電タイプ<TLE28SA1W>、水石けん入<TS126BR> (L=2,890)			4		4			4		12

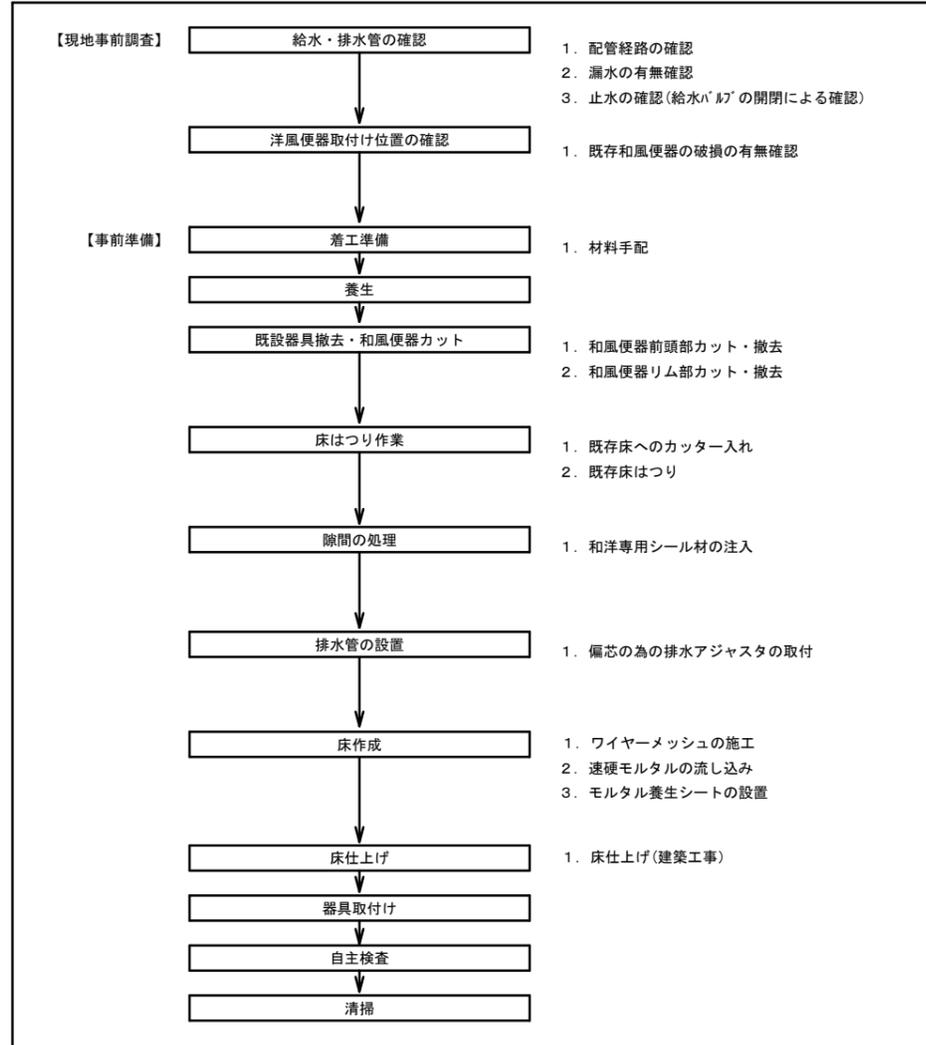


和洋リモデル工法要領参考断面図 S = non

和洋改修工法 (LIXIL)



和洋リモデル工法 (TOTO)

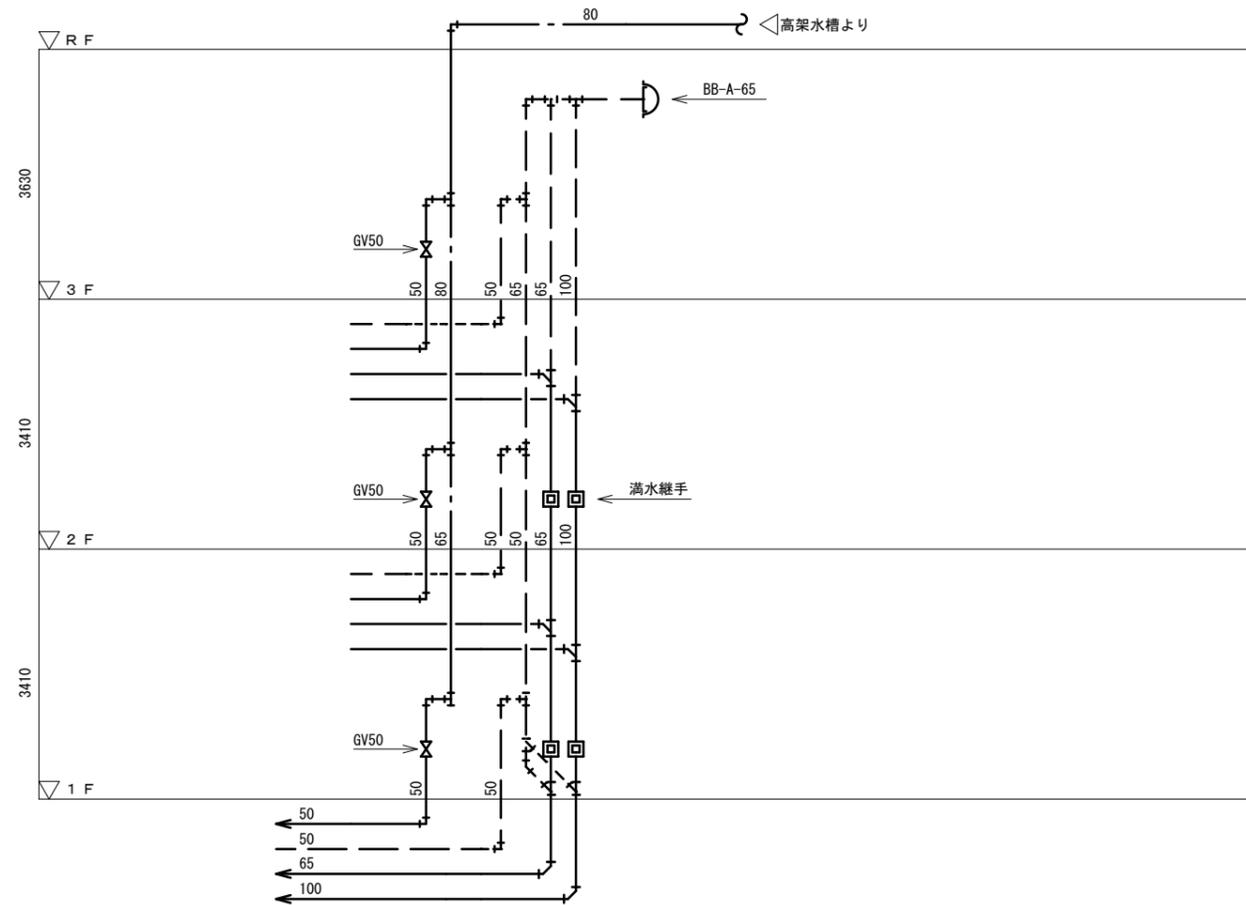


既設配管材料

名称	仕様
給水管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 H1VP
汚水管	硬質ポリ塩化ビニル管 VP
排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 VP
通気管	硬質ポリ塩化ビニル管 VP

配管等凡例

記号等	名称	記号等	名称
---	給水管		
—	排水管		
—	汚水管		
- - -	通気管		



改修前後 便所 系統図

TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		W-03
NAME	SCALE	NON
給排水衛生設備 系統図		
株式会社 川建設計	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎

撤去器具リスト

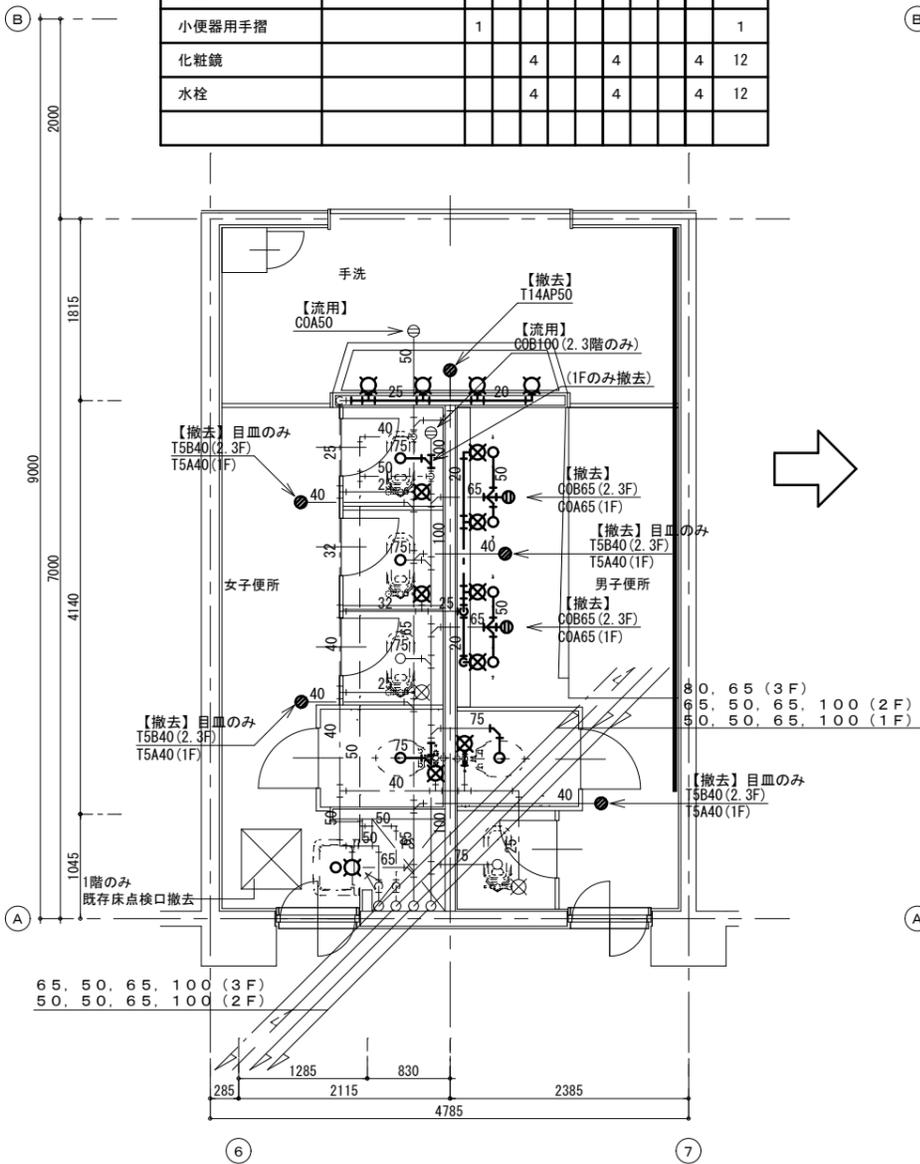
名称	型式	階						合計	
		1階 男子便所	1階 女子便所	1階 手洗	2階 男子便所	2階 女子便所	3階 男子便所		3階 女子便所
和風大便器 (FV)	和洋リネ'ルによる	1	1		1	3	1	3	10
和風大便器 (FV)			2						2
腰掛便器		1	1		1	1		1	6
紙巻器		2	4		2	4		2	18
小便器			4		4			4	12
掃除流し			1		1			1	3
L型手摺		1	1		1	1		1	6
小便器用手摺		1							1
化粧鏡				4		4		4	12
水栓				4		4		4	12

床はつりリスト

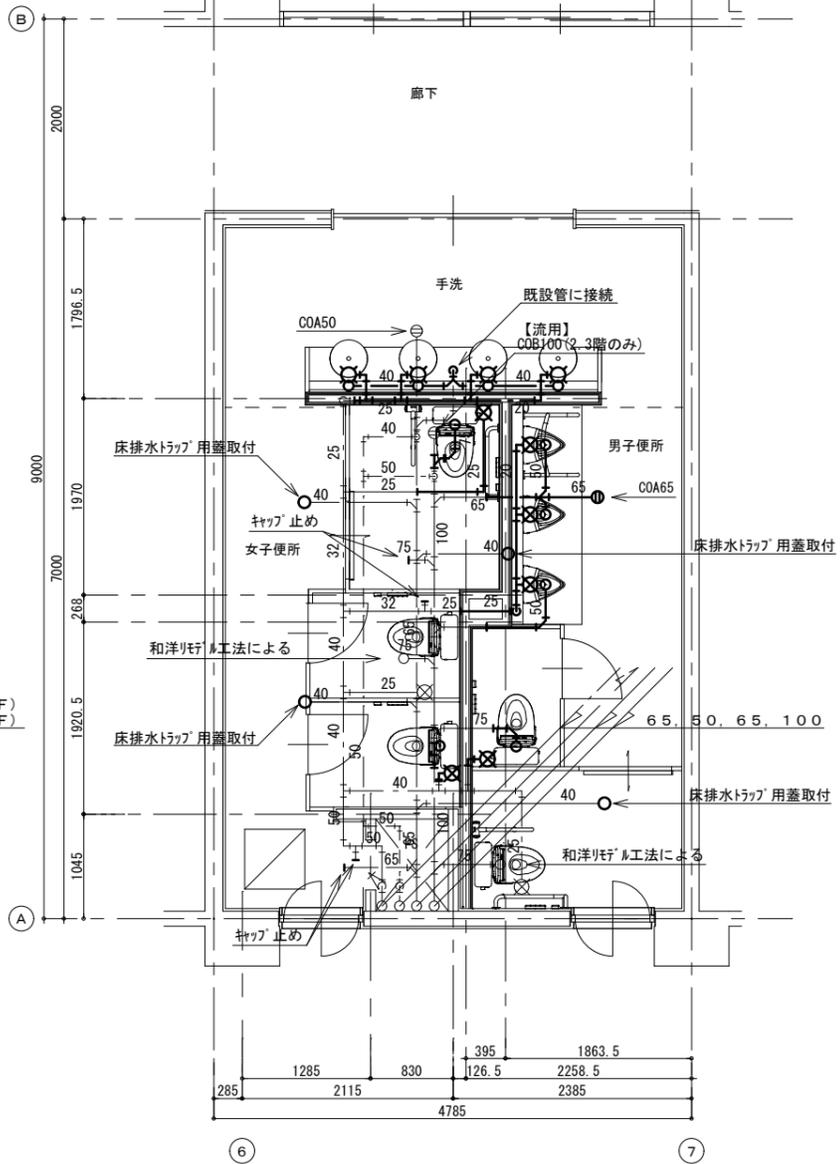
適用	管径	φ	厚さ	数量
給水	25	50	150	4
排水	50	75	150	3
排水	65	75	150	1
排水	75	100	150	3

床はつりリスト

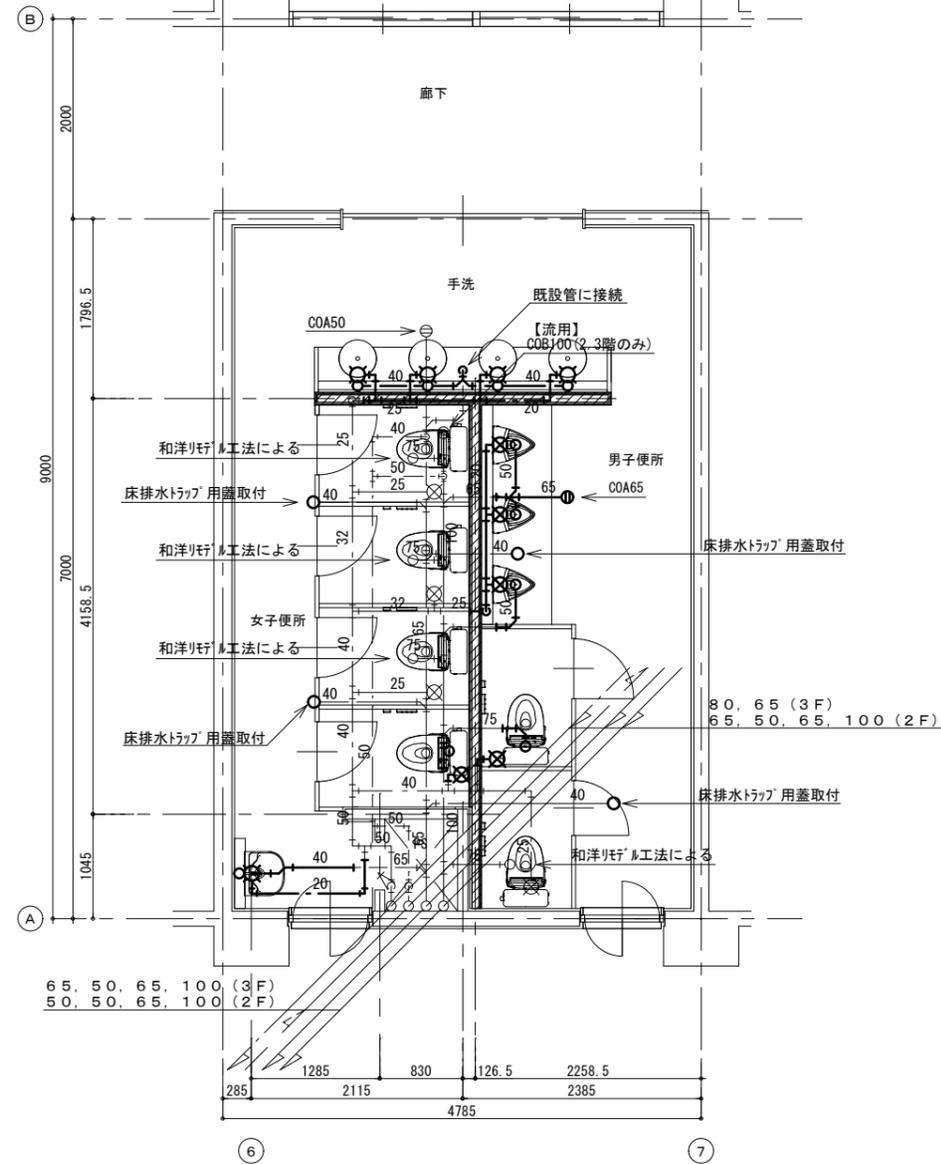
適用	管径	φ	厚さ	数量
給水	20	50	150	1 × 2
給水	25	50	150	3 × 2
排水	40	75	150	1 × 2
排水	50	75	150	3 × 2
排水	65	75	150	1 × 2
排水	75	100	150	2 × 2



現況・撤去 1~3階平面詳細図



改修後 1階平面詳細図

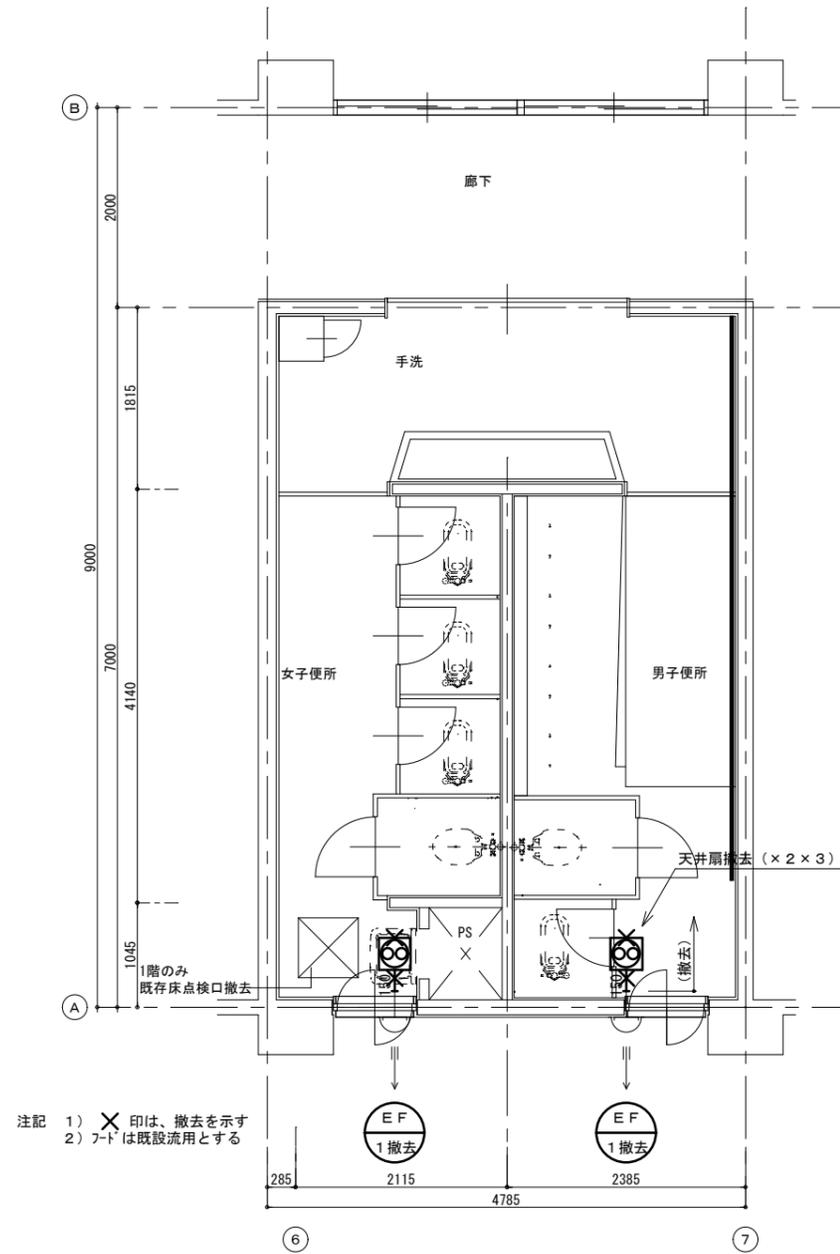


改修後 2~3階平面詳細図

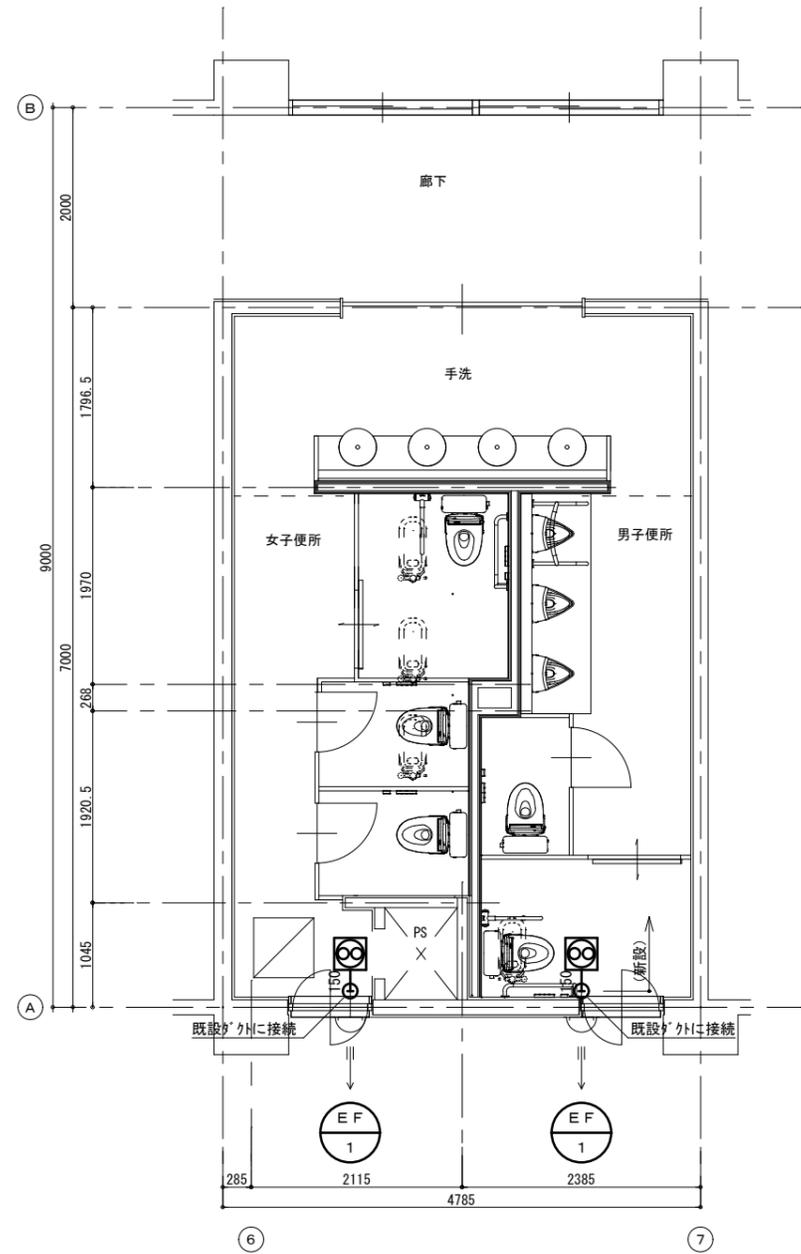
注記 1) 太線部のみ、撤去を示す
 2) 配管は既設流用とする
 3) 床排水目皿撤去後、床排水トラップ用蓋取付のこと

注記 1) 太線部は、新設を示す

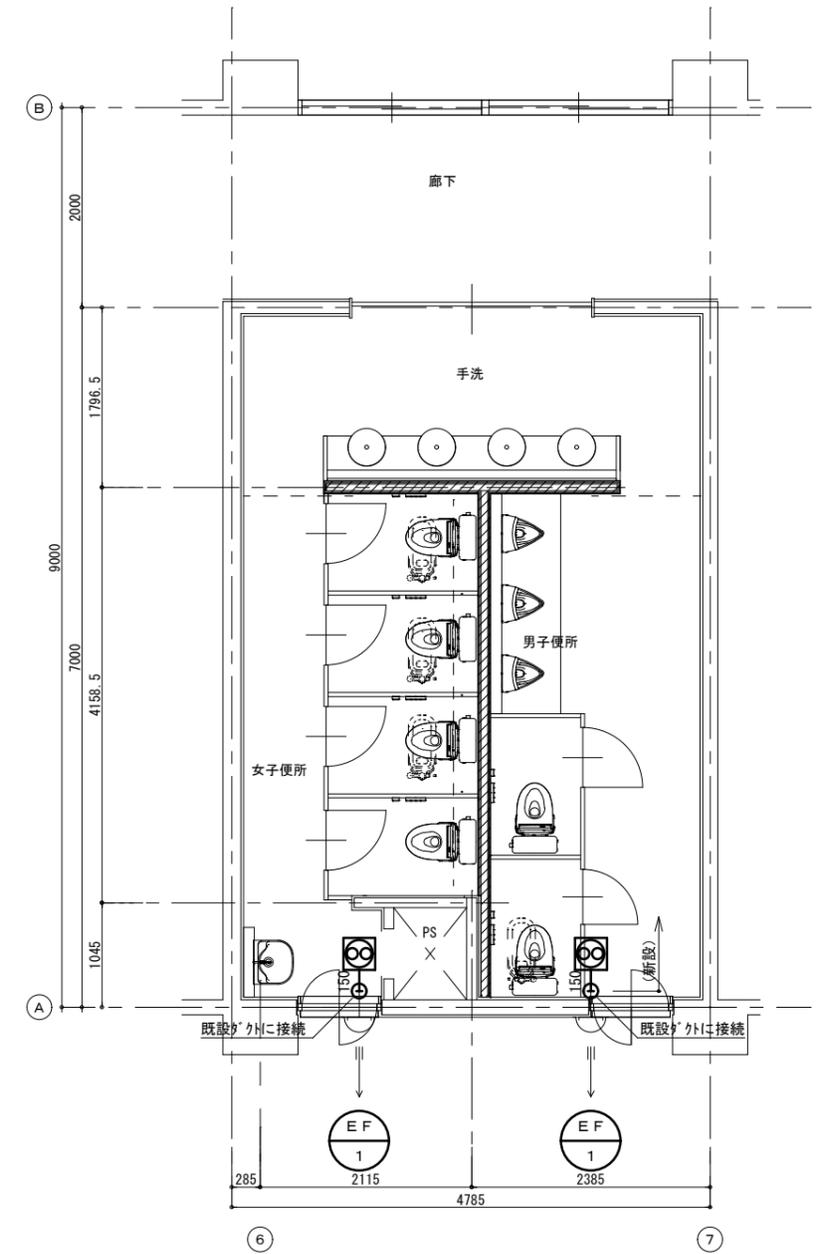
TITLE	DATE	NO
令和7年度 海南小学校トイレ改修工事		W-04
NAME	SCALE	
給排水衛生設備 1~3階 詳細図 改修前後		1/50
株式会社 川建設	1級建築士登録 第126265	川端壮一郎



現況・撤去 1~3階平面詳細図



改修後 1階平面詳細図



改修後 2~3階平面詳細図

注記 1) X印は、撤去を示す
2) △印は既設流用とする

機器表					
記号	名称	付属品及び備考	1階	2階	3階
EF-1	ダクト用換気扇	天井埋込形 サニタリー用	2	2	2
		【新設】			
		ダクト接続口径 150φ 換気風量 350m ³ /h (30Pa) 消費電力 49w その他付属品一式共			
EF-1撤去	ダクト用換気扇	天井埋込形 ダクト接続口径 150φ	2	2	2
	【撤去】				